

## 福岡市博多南地域交流センター等の 管理に関する協定書

市民局（以下「甲」という。）と保健福祉局（以下「乙」という。）と教育委員会（以下「丙」という。）は、福岡市博多南地域交流センター、福岡市博多区役所博多南連絡所、福岡市立博多南デイサービスセンター及び福岡市博多南図書館（以下「センター」という。）の管理及び運営（以下「管理」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定はセンターを一体的に管理するとともに、甲、乙及び丙の管理費を甲で一括管理し、適正に執行することにより、センターの管理を効率的、経済的に行うことを目的とする。

### （施設の範囲）

第2条 本協定で規定するセンター内の施設は次のとおりとする。

#### （1）甲所管施設

福岡市地域交流センター条例（平成11年福岡市条例第8号）に規定する福岡市博多南地域交流センター

福岡市博多区役所博多南連絡所

#### （2）乙所管施設

福岡市立デイサービスセンター条例（平成6年福岡市条例第18号）に規定する福岡市立博多南デイサービスセンター

#### （3）丙所管施設

福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号）に規定する福岡市博多南図書館

### （管理区分）

第3条 センターの管理を明確にするため各施設の管理区分を定める。

2 各施設の管理区分は別紙第1（施設の管理区分表）に掲げるとおりとする。

### （管理業務の範囲）

第4条 本協定に規定する管理業務の範囲は別表第2（管理業務の範囲表）に掲げるとおりとする。

### （契約方法）

第5条 第3条の規定にかかわらず、前条に定める管理業務を専門業者に発注する場合、当該発注に係る契約関連業務は一括で行うこととする。

2 前項の契約関連業務は、甲が行う。

### （管理費負担按分率）

第6条 センターの管理費負担按分については、別表第3（管理費負担按分率算出表）に基づき、次の率を適用する。

- (1) 甲所管施設 71.0%
- (2) 乙所管施設 14.2%
- (3) 丙所管施設 14.8%

2 前項の規定にかかわらず、光熱水費（ガス使用料を除く。）の費用負担は、別表第4（光熱水費負担料算出表）に掲げるとおりとする。また、ガス使用料の支出は、管理区分に基づき、各施設が直接行う。

（予算等）

第7条 管理費用については、第4条に定める管理業務に係る予算について、前条に定める負担に応じて、甲、乙及び丙がそれぞれ予算要求し、措置する。

2 甲は乙及び丙より予算の令達を受け、契約を締結し予算を執行する。

3 予算執行後、剰余金又は不足金が生じた場合、前条の規定を準用し、乙及び丙は、甲から剰余金の再令達を受け、あるいは甲に不足金の予算を令達する。

（協議）

第8条 本協定に関し疑義が生じた場合、または本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙協議のうえ定める。

（移管）

第9条 第2条に定める施設の所管が他局（局相当の組織を含む。）に移る時は、当該他局は自動的に本協定を引き継ぐものとし、本協定における局名を読み替えるものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成12年3月31日までとする。但し、本協定の期限前1か月までに甲、乙及び丙にいずれにおいても別段の意思表示をしないときは、更に1年間協定を有効に継続させるものとし、以後同様とする。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

平成11年10月1日

甲 市 民 局 市 民 局 長 植 木 とみ子



乙 保 健 福 祉 局 保 健 福 祉 局 長 木 山 光 藏



丙 教 育 委 員 会 教 育 長 西 憲 一 郎



別表第1

施設の管理区分表

階	甲所管施設 (博多南地域交流センター, 博多南連絡所 及び共用部分)	乙所管施設 (博多南サービスセンター)	丙所管施設 (博多南図書館)
B1	右記以外の全施設	博多南サービスセンター専用機械室	
1階	右記以外の全施設	博多南サービスセンター専用部分	
2階	右記以外の全施設		博多南図書館専用部分
3階	全施設		
4階	全施設		

(注) 管理区分の詳細については、別図参照。

別表第2

管理業務の範囲表

項	目
(1)	清掃及び案内受付業務等に関すること。
(2)	警備保安及び駐車場管理に関すること。
(3)	センターに付随する機械・電気設備等の保守点検に関すること。
(4)	光熱水費（ガス使用料を除く）の執行に関すること。
(5)	その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

(注) 各項目の具体的な内容については、協議し、定める。

別表第3

管理費負担按分率算出表

区 分	甲所管施設	乙所管施設	丙所管施設	合 計
施設専用部分面積 〔3施設面積率〕	2,684.423㎡ { 2,659.320 + 25.103 〔69.3%〕	627.793㎡ 〔16.2%〕	562.637㎡ 〔14.5%〕	3,874.853㎡ 〔100%〕
3施設共用部分面積	2,513.614㎡	587.598㎡	525.937㎡	3,627.149㎡
	(面積算出式) 3,627.149㎡を3施設専用部分面積率で按分 甲所管施設 3,627.149㎡ × 69.3% = 2,513.614㎡ 乙所管施設 3,627.149㎡ × 16.2% = 587.598㎡ 丙所管施設 3,627.149㎡ × 14.5% = 525.937㎡			
2施設共用部分面積	889.106㎡	—	185.992㎡	1,075.098㎡
	(面積算出式) 1,075.098㎡を2施設専用部分面積率で按分 ・2施設専用部分面積 甲所管施設 2,684.423㎡ 丙所管施設 562.637㎡ 3,247.060㎡ ・2施設の面積率 甲所管施設 2,684.423㎡ ÷ 3,247.060㎡ = 82.7% 丙所管施設 562.637㎡ ÷ 3,247.060㎡ = 17.3% ・按分後面積 甲所管施設 1,075.098㎡ × 82.7% = 889.106㎡ 丙所管施設 1,075.098㎡ × 17.3% = 185.992㎡			
合 計 面 積	6,087.143㎡	1,215.391㎡	1,274.566㎡	8,577.100㎡
管理費用負担按分率	71.0%	14.2%	14.8%	100%

## 別表第4

光熱水費負担料算出表

区 分	甲所管施設	乙所管施設	丙所管施設	合 計
専用部分 使用料	A $\left[ \begin{array}{l} = (H-B-C) \\ \times 36.3\% \end{array} \right]$	B $\left[ \begin{array}{l} \text{子メーター値によ} \\ \text{り算出した相当額} \end{array} \right]$	C $\left[ \begin{array}{l} \text{子メーター値によ} \\ \text{り算出した相当額} \end{array} \right]$	A + B + C
共用部分 使用料	D (=GX71.0%)	E (=GX14.2%)	F (=GX14.8%)	G $\left[ \begin{array}{l} = (H-B-C) \\ \times 63.7\% \end{array} \right]$
光熱水費 負担料	A + D	B + E	C + F	H $\left[ \begin{array}{l} \text{親メーター値によ} \\ \text{り請求される料金} \end{array} \right]$

(注) ガス使用料を除く。

(参考)

所管施設別面積積算表

区 分	甲所管施設	乙所管施設	丙所管施設	合 計
施設専用部分面積	2,684.423㎡	627.793㎡	562.637㎡	3,874.853㎡
$\left[ \begin{array}{l} \text{3施設共用部分面積} \\ \text{2施設共用部分面積} \end{array} \right]$ 共用部分合計面積	$\left[ \begin{array}{l} 2,513.614 \\ 889.106 \end{array} \right]$ 3,402.720㎡	$\left[ \begin{array}{l} 587.598 \\ - \end{array} \right]$ 587.598㎡	$\left[ \begin{array}{l} 525.937 \\ 185.992 \end{array} \right]$ 711.929㎡	$\left[ \begin{array}{l} 3,627.149 \\ 1,075.098 \end{array} \right]$ 4,702.247㎡
施設別合計面積	6,087.143㎡	1,215.391㎡	1,274.566㎡	8,577.100㎡
施設別面積割合	71.0%	14.2%	14.8%	100%

(1) 施設全体面積に占める各所管施設の割合

甲所管施設の割合 71.0%

乙所管施設の割合 14.2%

丙所管施設の割合 14.8%

(2) 甲所管施設専用部分面積及び共用部分面積に占めるそれぞれの割合

(甲所管施設専用部分面積)+(共用部分面積) = 2,684.423㎡ + 4,702.247㎡ = 7,386.670㎡

甲所管施設専用部分の割合 2,684.423㎡ ÷ 7,386.670㎡ = 36.3%

共用部分の割合 4,702.247㎡ ÷ 7,386.670㎡ = 63.7%

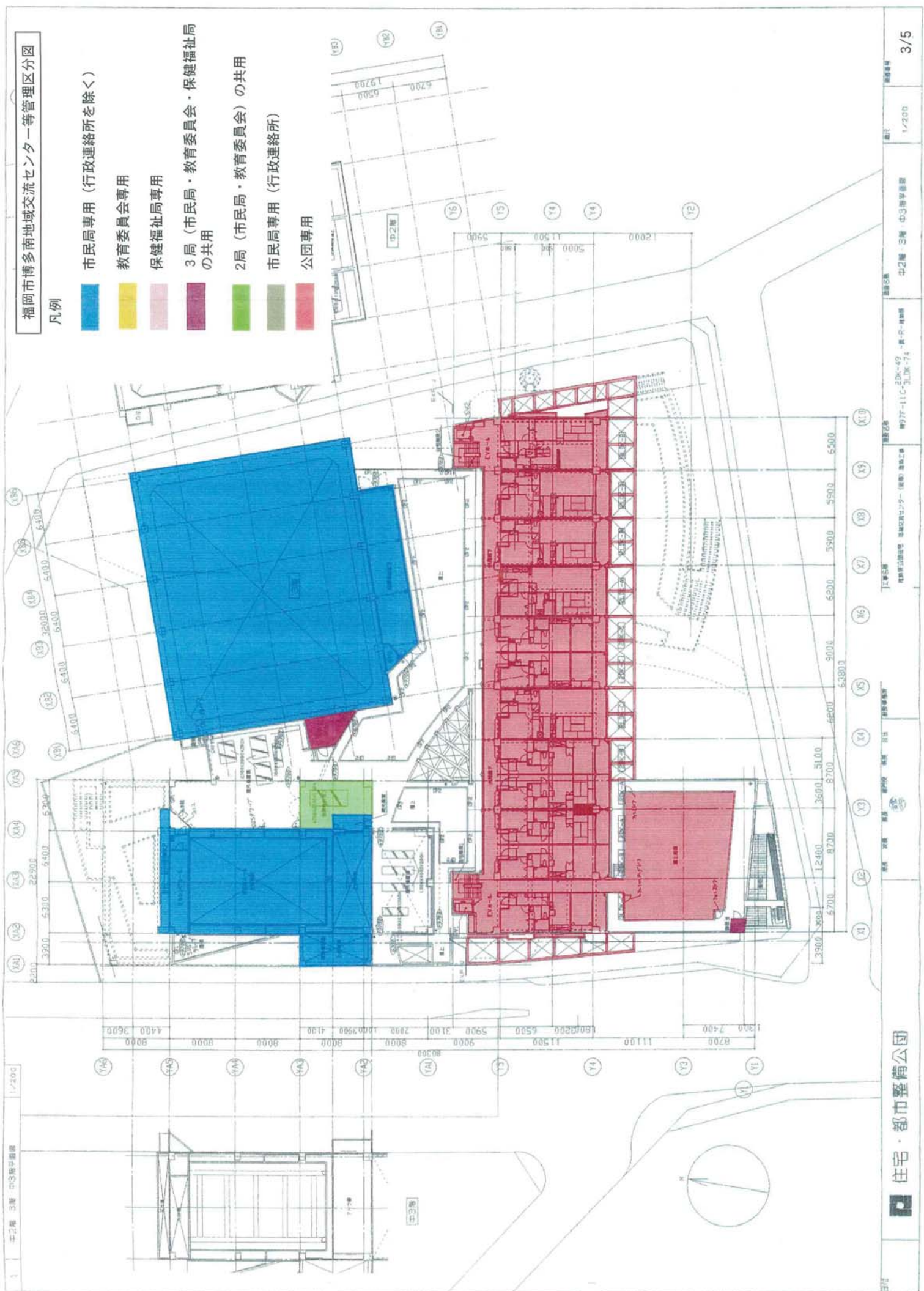




福岡市博多南地域交流センター等管理区分図

凡例

- 市民局専用 (行政連絡所を除く)
- 教育委員会専用
- 保健福祉局専用
- 3局 (市民局・教育委員会・保健福祉局) の共用
- 2局 (市民局・教育委員会) の共用
- 市民局専用 (行政連絡所)
- 公団専用



福岡市博多南地域交流センター等管理区分図

凡例

- 市民局専用 (行政連絡所を除く)
- 教育委員会専用
- 保健福祉局専用
- 3局 (市民局・教育委員会・保健福祉局) の共用
- 2局 (市民局・教育委員会) の共用
- 市民局専用 (行政連絡所)
- 公団専用



福岡市博多南地域交流センター等管理区分図

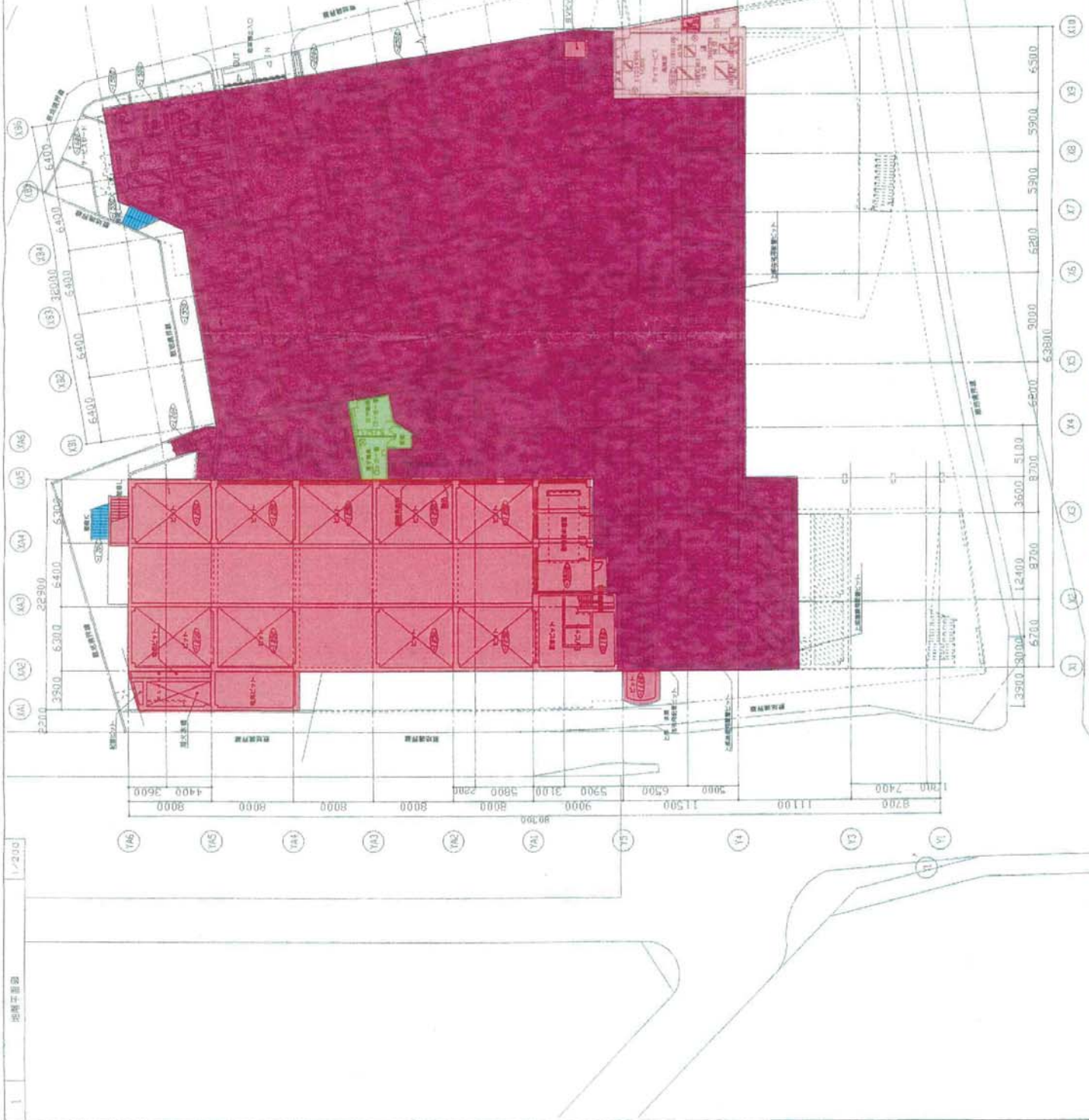
凡例

- 市民局専用 (行政連絡所を除く)
- 教育委員会専用
- 保健福祉局専用
- 3局 (市民局・教育委員会・保健福祉局) の共用
- 2局 (市民局・教育委員会) の共用
- 市民局専用 (行政連絡所)
- 公団専用

# 福岡市博多南地域交流センター等管理区分図

## 凡例

- 市民局専用 (行政連絡所を除く)
- 教育委員会専用
- 保健福祉局専用
- 3局 (市民局・教育委員会・保健福祉局) の共用
- 2局 (市民局・教育委員会) の共用
- 市民局専用 (行政連絡所)
- 公団専用



凡例	
	建築物
	道路
	電線
	境界線
	地籍区界
	道路名称
	電線名称
	境界名称
	地籍区界名称
	道路幅員
	電線幅員
	境界幅員
	地籍区界幅員
	道路長さ
	電線長さ
	境界長さ
	地籍区界長さ
	道路面積
	電線面積
	境界面積
	地籍区界面積
	道路容積
	電線容積
	境界容積
	地籍区界容積
	道路高さ
	電線高さ
	境界高さ
	地籍区界高さ
	道路勾配
	電線勾配
	境界勾配
	地籍区界勾配
	道路方向
	電線方向
	境界方向
	地籍区界方向
	道路幅員方向
	電線幅員方向
	境界幅員方向
	地籍区界幅員方向
	道路長さ方向
	電線長さ方向
	境界長さ方向
	地籍区界長さ方向
	道路面積方向
	電線面積方向
	境界面積方向
	地籍区界面積方向
	道路容積方向
	電線容積方向
	境界容積方向
	地籍区界容積方向
	道路高さ方向
	電線高さ方向
	境界高さ方向
	地籍区界高さ方向
	道路勾配方向
	電線勾配方向
	境界勾配方向
	地籍区界勾配方向
	道路方向方向
	電線方向方向
	境界方向方向
	地籍区界方向方向
	道路幅員方向方向
	電線幅員方向方向
	境界幅員方向方向
	地籍区界幅員方向方向
	道路長さ方向方向
	電線長さ方向方向
	境界長さ方向方向
	地籍区界長さ方向方向
	道路面積方向方向
	電線面積方向方向
	境界面積方向方向
	地籍区界面積方向方向
	道路容積方向方向
	電線容積方向方向
	境界容積方向方向
	地籍区界容積方向方向
	道路高さ方向方向
	電線高さ方向方向
	境界高さ方向方向
	地籍区界高さ方向方向
	道路勾配方向方向
	電線勾配方向方向
	境界勾配方向方向
	地籍区界勾配方向方向
	道路方向方向方向
	電線方向方向方向
	境界方向方向方向
	地籍区界方向方向方向
	道路幅員方向方向方向
	電線幅員方向方向方向
	境界幅員方向方向方向
	地籍区界幅員方向方向方向
	道路長さ方向方向方向
	電線長さ方向方向方向
	境界長さ方向方向方向
	地籍区界長さ方向方向方向
	道路面積方向方向方向
	電線面積方向方向方向
	境界面積方向方向方向
	地籍区界面積方向方向方向
	道路容積方向方向方向
	電線容積方向方向方向
	境界容積方向方向方向
	地籍区界容積方向方向方向
	道路高さ方向方向方向
	電線高さ方向方向方向
	境界高さ方向方向方向
	地籍区界高さ方向方向方向
	道路勾配方向方向方向
	電線勾配方向方向方向
	境界勾配方向方向方向
	地籍区界勾配方向方向方向
	道路方向方向方向方向
	電線方向方向方向方向
	境界方向方向方向方向
	地籍区界方向方向方向方向
	道路幅員方向方向方向方向
	電線幅員方向方向方向方向
	境界幅員方向方向方向方向
	地籍区界幅員方向方向方向方向
	道路長さ方向方向方向方向
	電線長さ方向方向方向方向
	境界長さ方向方向方向方向
	地籍区界長さ方向方向方向方向
	道路面積方向方向方向方向
	電線面積方向方向方向方向
	境界面積方向方向方向方向
	地籍区界面積方向方向方向方向
	道路容積方向方向方向方向
	電線容積方向方向方向方向
	境界容積方向方向方向方向
	地籍区界容積方向方向方向方向
	道路高さ方向方向方向方向
	電線高さ方向方向方向方向
	境界高さ方向方向方向方向
	地籍区界高さ方向方向方向方向
	道路勾配方向方向方向方向
	電線勾配方向方向方向方向
	境界勾配方向方向方向方向
	地籍区界勾配方向方向方向方向
	道路方向方向方向方向方向
	電線方向方向方向方向方向
	境界方向方向方向方向方向
	地籍区界方向方向方向方向方向
	道路幅員方向方向方向方向方向
	電線幅員方向方向方向方向方向
	境界幅員方向方向方向方向方向
	地籍区界幅員方向方向方向方向方向
	道路長さ方向方向方向方向方向
	電線長さ方向方向方向方向方向
	境界長さ方向方向方向方向方向
	地籍区界長さ方向方向方向方向方向
	道路面積方向方向方向方向方向
	電線面積方向方向方向方向方向
	境界面積方向方向方向方向方向
	地籍区界面積方向方向方向方向方向
	道路容積方向方向方向方向方向
	電線容積方向方向方向方向方向
	境界容積方向方向方向方向方向
	地籍区界容積方向方向方向方向方向
	道路高さ方向方向方向方向方向
	電線高さ方向方向方向方向方向
	境界高さ方向方向方向方向方向
	地籍区界高さ方向方向方向方向方向
	道路勾配方向方向方向方向方向
	電線勾配方向方向方向方向方向
	境界勾配方向方向方向方向方向
	地籍区界勾配方向方向方向方向方向
	道路方向方向方向方向方向方向
	電線方向方向方向方向方向方向
	境界方向方向方向方向方向方向
	地籍区界方向方向方向方向方向方向
	道路幅員方向方向方向方向方向方向
	電線幅員方向方向方向方向方向方向
	境界幅員方向方向方向方向方向方向
	地籍区界幅員方向方向方向方向方向方向
	道路長さ方向方向方向方向方向方向
	電線長さ方向方向方向方向方向方向
	境界長さ方向方向方向方向方向方向
	地籍区界長さ方向方向方向方向方向方向
	道路面積方向方向方向方向方向方向
	電線面積方向方向方向方向方向方向
	境界面積方向方向方向方向方向方向
	地籍区界面積方向方向方向方向方向方向
	道路容積方向方向方向方向方向方向
	電線容積方向方向方向方向方向方向
	境界容積方向方向方向方向方向方向
	地籍区界容積方向方向方向方向方向方向
	道路高さ方向方向方向方向方向方向
	電線高さ方向方向方向方向方向方向
	境界高さ方向方向方向方向方向方向
	地籍区界高さ方向方向方向方向方向方向
	道路勾配方向方向方向方向方向方向
	電線勾配方向方向方向方向方向方向
	境界勾配方向方向方向方向方向方向
	地籍区界勾配方向方向方向方向方向方向

## 博多南地域交流センター 清掃場所一覧

清掃等業務

□清掃業務(日常・定期)

名 称	種別・形状	単位	清掃面積×日数
(1) 清掃管理			
① 日常清掃			
<センター、共用部分関係 1>			
B1前室	長尺シート	m <sup>2</sup>	2.50m <sup>2</sup> *0日
B1女子職員ロッカー室	長尺シート	m <sup>2</sup>	14.80m <sup>2</sup> *0日
B1男子職員ロッカー室	長尺シート	m <sup>2</sup>	11.90m <sup>2</sup> *0日
B1清掃員更衣室	木製フロア	m <sup>2</sup>	15.0m <sup>2</sup> *0日
B1清掃員更衣室(踏込)	防塵塗床	m <sup>2</sup>	3.60m <sup>2</sup> *0日
B1警備員室	長尺シート	m <sup>2</sup>	11.0m <sup>2</sup> *0日
B1警備員室(WC)	長尺シート	m <sup>2</sup>	8.50m <sup>2</sup> *346日
B1駐車場	防塵塗床	m <sup>2</sup>	1,957.60m <sup>2</sup> *346日
B1ゴミ置き場	塗床	m <sup>2</sup>	16.50m <sup>2</sup> *346日
B1階段M	塗床	m <sup>2</sup>	15.0m <sup>2</sup> *346日
B1階段N	塗床	m <sup>2</sup>	12.20m <sup>2</sup> *346日
B1階段H	長尺シート	m <sup>2</sup>	15.0m <sup>2</sup> *346日
B1M・WWC6	長尺シート	m <sup>2</sup>	11.80m <sup>2</sup> *346日
B1EVホール	長尺シート	m <sup>2</sup>	26.50m <sup>2</sup> *346日
小 計			2,121.90m <sup>2</sup>
<デイサービスセンター関係>			
1Fデイ エントランス	磁器タイル	m <sup>2</sup>	19.0m <sup>2</sup> *0日
1Fデイ事務室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	25.60m <sup>2</sup> *0日
1F相談室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	17.20m <sup>2</sup> *0日
1F家族介護者教育室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	16.80m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫1	Pタイル	m <sup>2</sup>	7.60m <sup>2</sup> *0日
1Fデイルーム・食堂	長尺シート	m <sup>2</sup>	202.0m <sup>2</sup> *0日
1F休憩室	畳(一部板張)	m <sup>2</sup>	15.50m <sup>2</sup> *0日
1F廊下	長尺シート	m <sup>2</sup>	14.20m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫2	Pタイル	m <sup>2</sup>	13.30m <sup>2</sup> *0日
1Fロッカー室	Pタイル	m <sup>2</sup>	9.30m <sup>2</sup> *0日
1F職員更衣室	畳	m <sup>2</sup>	6.50m <sup>2</sup> *0日
1FWC前室	Pタイル	m <sup>2</sup>	6.50m <sup>2</sup> *0日
1F洗濯室	磁器タイル	m <sup>2</sup>	5.0m <sup>2</sup> *0日
1F身障者WC1	長尺シート	m <sup>2</sup>	3.90m <sup>2</sup> *0日
1FMWC1	長尺シート	m <sup>2</sup>	12.0m <sup>2</sup> *0日
1FWWC1	長尺シート	m <sup>2</sup>	10.20m <sup>2</sup> *0日
1F脱衣室	長尺シート	m <sup>2</sup>	19.60m <sup>2</sup> *0日
1FWC1	長尺シート	m <sup>2</sup>	1.90m <sup>2</sup> *0日
1FWC2	長尺シート	m <sup>2</sup>	2.40m <sup>2</sup> *0日
1F厨房	長尺シート	m <sup>2</sup>	35.30m <sup>2</sup> *0日
1F検収スペース	長尺シート	m <sup>2</sup>	6.80m <sup>2</sup> *0日
1F食品庫	長尺シート	m <sup>2</sup>	4.40m <sup>2</sup> *0日
1F厨房事務室	木製フロア	m <sup>2</sup>	7.10m <sup>2</sup> *0日
1F浴室	石貼り	m <sup>2</sup>	46.0m <sup>2</sup> *0日
小 計			508.10m <sup>2</sup>

# 博多南地域交流センター 清掃場所一覧

清掃等業務

□清掃業務(日常・定期)

名 称	種別・形状	単位	清掃面積×日数
<センター、共用部分関係 2>			
1F大会議室1	長尺シート	m <sup>2</sup>	89.60m <sup>2</sup> *346日
1F大会議室2	長尺シート	m <sup>2</sup>	90.80m <sup>2</sup> *346日
1F前室	長尺シート	m <sup>2</sup>	19.60m <sup>2</sup> *346日
1F身障者WC2	長尺シート	m <sup>2</sup>	3.80m <sup>2</sup> *346日
1FMWC2	長尺シート	m <sup>2</sup>	9.80m <sup>2</sup> *346日
1FWWC2	長尺シート	m <sup>2</sup>	9.20m <sup>2</sup> *346日
1F器具庫1	Pタイル	m <sup>2</sup>	6.70m <sup>2</sup> *0日
1F器具庫2	Pタイル	m <sup>2</sup>	6.60m <sup>2</sup> *0日
1F映写室	Pタイル	m <sup>2</sup>	5.90m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫3	Pタイル	m <sup>2</sup>	7.20m <sup>2</sup> *0日
1F給茶室	長尺シート	m <sup>2</sup>	18.20m <sup>2</sup> *115日
1F控室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	8.70m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫4	Pタイル	m <sup>2</sup>	21.90m <sup>2</sup> *0日
小 計			298.0m <sup>2</sup>
<旧連絡所関係>			
1F受付(行政連絡所)	磁器タイル	m <sup>2</sup>	8.60m <sup>2</sup> *0日
1F連絡所	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	11.80m <sup>2</sup> *0日
小 計			20.40m <sup>2</sup>
<センター、共用部分関係 3>			
1Fサブエントランス(風除室)	磁器タイル	m <sup>2</sup>	13.70m <sup>2</sup> *346日
1Fエントランスホール	磁器タイル	m <sup>2</sup>	97.30m <sup>2</sup> *346日
1F展示スペース～ラウンジ1	磁器タイル	m <sup>2</sup>	151.0m <sup>2</sup> *346日
1F市民ロビー	磁器タイル	m <sup>2</sup>	142.30m <sup>2</sup> *346日
1Fインフォメーションカウンター	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	7.30m <sup>2</sup> *346日
1F階段G	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	13.20m <sup>2</sup> *346日
1F階段H	長尺シート	m <sup>2</sup>	7.60m <sup>2</sup> *346日
1F事務室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	72.0m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫5	Pタイル	m <sup>2</sup>	13.80m <sup>2</sup> *0日
1Fチャイルドルーム～廊下	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	39.20m <sup>2</sup> *346日
1F自販機コーナー	磁器タイル	m <sup>2</sup>	4.90m <sup>2</sup> *346日
1FWC踏込	磁器タイル	m <sup>2</sup>	6.0m <sup>2</sup> *346日
1F身障者WC3～WWC4～MWC4	長尺シート	m <sup>2</sup>	33.30m <sup>2</sup> *346日
1F授乳室	長尺シート	m <sup>2</sup>	9.80m <sup>2</sup> *346日
1F駐輪場	磁器タイル	m <sup>2</sup>	47.60m <sup>2</sup> *115日
1F交流プラザ・外廻り	磁器タイル	m <sup>2</sup>	1,075.80m <sup>2</sup> *115日
小 計			1,734.80m <sup>2</sup>
2F市民ロビー～ホワイエ～廊下1	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	255.20m <sup>2</sup> *173日
2F自販機コーナー	長尺シート	m <sup>2</sup>	6.90m <sup>2</sup> *346日
2F廊下2～TELコーナー	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	24.50m <sup>2</sup> *346日
2Fコインロッカー室	長尺シート	m <sup>2</sup>	17.30m <sup>2</sup> *346日
2F身障者WC4	長尺シート	m <sup>2</sup>	4.60m <sup>2</sup> *346日
2FMWC4	長尺シート	m <sup>2</sup>	20.60m <sup>2</sup> *346日
2F化粧室～WWC5	長尺シート	m <sup>2</sup>	32.10m <sup>2</sup> *346日

# 博多南地域交流センター 清掃場所一覧

清掃等業務

□清掃業務(日常・定期)

名 称	種別・形状	単位	清掃面積×日数
2F授乳室	長尺シート	m <sup>2</sup>	10.20m <sup>2</sup> *346日
2F倉庫10	長尺シート	m <sup>2</sup>	27.40m <sup>2</sup> *0日
2Fラウンジ	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	90.0m <sup>2</sup> *346日
2F湯沸室	長尺シート	m <sup>2</sup>	10.60m <sup>2</sup> *346日
2F倉庫8	Pタイル	m <sup>2</sup>	17.80m <sup>2</sup> *0日
2F小会議室(和室)	畳	m <sup>2</sup>	29.80m <sup>2</sup> *346日
2Fルーフトラス・渡り廊下等	磁器タイル	m <sup>2</sup>	612.20m <sup>2</sup> *115日
小 計			1,159.20m <sup>2</sup>
<センター、共用部分関係 4>			
2F客席	長尺シート	m <sup>2</sup>	226.80m <sup>2</sup> *173日
2F椅子庫	塗床	m <sup>2</sup>	22.80m <sup>2</sup> *0日
2Fステージ	フローリング	m <sup>2</sup>	61.60m <sup>2</sup> *115日
2F控室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	15.70m <sup>2</sup> *346日
2Fピアノ庫	長尺シート	m <sup>2</sup>	20.60m <sup>2</sup> *0日
2F倉庫9	長尺シート	m <sup>2</sup>	13.20m <sup>2</sup> *0日
小 計			360.70m <sup>2</sup>
3Fミキシングルーム	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	26.30m <sup>2</sup> *0日
小 計			26.30m <sup>2</sup>
<図書館関係>			
2F図書エントランス	磁器タイル	m <sup>2</sup>	9.0m <sup>2</sup> *286日
2F図書廊下	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	12.80m <sup>2</sup> *286日
2Fブラウジングコーナー	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	85.30m <sup>2</sup> *286日
2F閲覧室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	388.50m <sup>2</sup> *286日
2F図書事務室～書庫	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	51.70m <sup>2</sup> *0日
小 計			547.30m <sup>2</sup>
<センター、共用部分関係 5>			
1F体育館前室	長尺シート	m <sup>2</sup>	45.10m <sup>2</sup> *346日
1Fロッカールーム1	長尺シート	m <sup>2</sup>	39.20m <sup>2</sup> *346日
1Fロッカールーム2	長尺シート	m <sup>2</sup>	30.90m <sup>2</sup> *346日
1Fシャワールーム1	磁器タイル	m <sup>2</sup>	8.60m <sup>2</sup> *346日
1Fシャワールーム2	磁器タイル	m <sup>2</sup>	10.20m <sup>2</sup> *346日
1FMWC3	長尺シート	m <sup>2</sup>	11.40m <sup>2</sup> *346日
1FWWC3	長尺シート	m <sup>2</sup>	9.60m <sup>2</sup> *346日
1F倉庫6	Pタイル	m <sup>2</sup>	5.0m <sup>2</sup> *0日
1F体育室	フローリング	m <sup>2</sup>	831.0m <sup>2</sup> *115日
1F器具庫	塗床	m <sup>2</sup>	70.10m <sup>2</sup> *173日
小 計			1,061.10m <sup>2</sup>
2F体育室ギャラリー	塗床	m <sup>2</sup>	177.40m <sup>2</sup> *173日
2F階段F	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	16.20m <sup>2</sup> *346日
2Fインストラクートルーム	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	6.70m <sup>2</sup> *346日
2Fトレーニング室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	169.40m <sup>2</sup> *346日
2F倉庫7	Pタイル	m <sup>2</sup>	24.40m <sup>2</sup> *0日
小 計			394.10m <sup>2</sup>

# 博多南地域交流センター 清掃場所一覧

清掃等業務

□清掃業務(日常・定期)

名 称	種別・形状	単位	清掃面積×日数
<b>&lt;その他&gt;</b>			
外掃(屋上広場等含む。除草・撒水含む)		m <sup>2</sup>	911.10m <sup>2</sup> *115日
ガラス		m <sup>2</sup>	1,189.0m <sup>2</sup> *0日
小 計			2,100.10m <sup>2</sup>
便器・洗面器(デイサービス)	(単位:個)	個	16.0m <sup>2</sup> *0日
便器・洗面器(デイ以外)	(単位:個)	個	101.0m <sup>2</sup> *346日
トイレペーパー(デイサービス)	(単位:個)	個	6.0m <sup>2</sup> *0日
トイレペーパー(デイ以外)	(単位:個)	個	31.0m <sup>2</sup> *173日
水石鹸入替(デイサービス)	(単位:個)	個	4.0m <sup>2</sup> *52日
水石鹸入替(デイ以外)	(単位:個)	個	40.0m <sup>2</sup> *52日
灰皿	(単位:個)	個	6.0m <sup>2</sup> *346日
モップ(体育館)	(単位:本)	本	10.0m <sup>2</sup> *0日
ビニール袋(ゴミ袋)	(単位:枚)	枚	30.0m <sup>2</sup> *346日
ビニール袋(汚物入れ)(デイサービス)	(単位:枚)	枚	6.0m <sup>2</sup> *0日
ビニール袋(汚物入れ)(デイ以外)	(単位:枚)	枚	31.0m <sup>2</sup> *346日
玄関/EVマット리스料(月1回交換)	(単位:枚)	枚	10.0m <sup>2</sup> *0日
EV	(単位:基)	基	1.0m <sup>2</sup> *346日
小 計			(面積積算部分のみ)
小計①			10,332.0m <sup>2</sup>
<b>(2) 定期清掃</b>			
<b>&lt;センター、共用部分関係 1&gt;</b>			
B1前室	長尺シート	m <sup>2</sup>	2.50m <sup>2</sup> *1日
B1女子職員ロッカー室	長尺シート	m <sup>2</sup>	14.80m <sup>2</sup> *1日
B1男子職員ロッカー室	長尺シート	m <sup>2</sup>	11.90m <sup>2</sup> *1日
B1清掃員更衣室	木製フロア	m <sup>2</sup>	15.0m <sup>2</sup> *0日
B1清掃員更衣室(踏込)	防塵塗床	m <sup>2</sup>	3.60m <sup>2</sup> *0日
B1警備員室	長尺シート	m <sup>2</sup>	11.0m <sup>2</sup> *6日
B1警備員室(WC)	長尺シート	m <sup>2</sup>	8.50m <sup>2</sup> *6日
B1駐車場	防塵塗床	m <sup>2</sup>	1,957.60m <sup>2</sup> *12日
B1ゴミ置き場	塗床	m <sup>2</sup>	16.50m <sup>2</sup> *6日
B1階段M	塗床	m <sup>2</sup>	15.0m <sup>2</sup> *6日
B1階段N	塗床	m <sup>2</sup>	12.20m <sup>2</sup> *6日
B1階段H	長尺シート	m <sup>2</sup>	15.0m <sup>2</sup> *6日
B1M・WWC6	長尺シート	m <sup>2</sup>	11.80m <sup>2</sup> *6日
B1EVホール	長尺シート	m <sup>2</sup>	26.50m <sup>2</sup> *6日
小 計			2,121.90m <sup>2</sup>
<b>&lt;デイサービスセンター関係&gt;</b>			
1Fデイ エントランス	磁器タイル	m <sup>2</sup>	19.0m <sup>2</sup> *6日
1Fデイ事務室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	25.60m <sup>2</sup> *0日
1F相談室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	17.20m <sup>2</sup> *0日
1F家族介護者教育室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	16.80m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫1	Pタイル	m <sup>2</sup>	7.60m <sup>2</sup> *0日

# 博多南地域交流センター 清掃場所一覧

清掃等業務

□清掃業務(日常・定期)

名 称	種別・形状	単位	清掃面積×日数
1Fダイニング・食堂	長尺シート	m <sup>2</sup>	202.0m <sup>2</sup> *12日
1F休憩室	畳(一部板張)	m <sup>2</sup>	15.50m <sup>2</sup> *4日
1F廊下	長尺シート	m <sup>2</sup>	14.20m <sup>2</sup> *12日
1F倉庫2	Pタイル	m <sup>2</sup>	13.30m <sup>2</sup> *0日
1Fロッカー室	Pタイル	m <sup>2</sup>	9.30m <sup>2</sup> *1日
1F職員更衣室	畳	m <sup>2</sup>	6.50m <sup>2</sup> *4日
1FWC前室	Pタイル	m <sup>2</sup>	6.50m <sup>2</sup> *12日
1F洗濯室	磁器タイル	m <sup>2</sup>	5.0m <sup>2</sup> *12日
1F身障者WC1	長尺シート	m <sup>2</sup>	3.90m <sup>2</sup> *12日
1FMWC1	長尺シート	m <sup>2</sup>	12.0m <sup>2</sup> *12日
1FWWC1	長尺シート	m <sup>2</sup>	10.20m <sup>2</sup> *12日
1F脱衣室	長尺シート	m <sup>2</sup>	19.60m <sup>2</sup> *12日
1FWC1	長尺シート	m <sup>2</sup>	1.90m <sup>2</sup> *12日
1FWC2	長尺シート	m <sup>2</sup>	2.40m <sup>2</sup> *12日
1F厨房	長尺シート	m <sup>2</sup>	35.30m <sup>2</sup> *0日
1F検収スペース	長尺シート	m <sup>2</sup>	6.80m <sup>2</sup> *0日
1F食品庫	長尺シート	m <sup>2</sup>	4.40m <sup>2</sup> *0日
1F厨房事務室	木製フロア	m <sup>2</sup>	7.10m <sup>2</sup> *6日
1F浴室	石貼り	m <sup>2</sup>	46.0m <sup>2</sup> *0日
小 計			508.10m <sup>2</sup>
<センター、共用部分関係 2>			
1F大会議室1	長尺シート	m <sup>2</sup>	89.60m <sup>2</sup> *12日
1F大会議室2	長尺シート	m <sup>2</sup>	90.80m <sup>2</sup> *6日
1F前室	長尺シート	m <sup>2</sup>	19.60m <sup>2</sup> *6日
1F身障者WC2	長尺シート	m <sup>2</sup>	3.80m <sup>2</sup> *6日
1FMWC2	長尺シート	m <sup>2</sup>	9.80m <sup>2</sup> *6日
1FWWC2	長尺シート	m <sup>2</sup>	9.20m <sup>2</sup> *6日
1F器具庫1	Pタイル	m <sup>2</sup>	6.70m <sup>2</sup> *0日
1F器具庫2	Pタイル	m <sup>2</sup>	6.60m <sup>2</sup> *0日
1F映写室	Pタイル	m <sup>2</sup>	5.90m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫3	Pタイル	m <sup>2</sup>	7.20m <sup>2</sup> *0日
1F給茶室	長尺シート	m <sup>2</sup>	18.20m <sup>2</sup> *6日
1F控室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	8.70m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫4	Pタイル	m <sup>2</sup>	21.90m <sup>2</sup> *0日
小 計			298.0m <sup>2</sup>
			.0m <sup>2</sup> *0日
			.0m <sup>2</sup> *0日
<旧連絡所関係>			
1F受付(行政連絡所)	磁器タイル	m <sup>2</sup>	8.60m <sup>2</sup> *0日
1F連絡所	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	11.80m <sup>2</sup> *0日
小 計			20.40m <sup>2</sup>
<センター、共用部分関係 3>			
1Fサブエントランス(風除室)	磁器タイル	m <sup>2</sup>	13.70m <sup>2</sup> *6日
1Fエントランスホール	磁器タイル	m <sup>2</sup>	97.30m <sup>2</sup> *6日
1F展示スペース～ラウンジ1	磁器タイル	m <sup>2</sup>	151.0m <sup>2</sup> *6日

# 博多南地域交流センター 清掃場所一覧

清掃等業務

□清掃業務(日常・定期)

名 称	種別・形状	単位	清掃面積×日数
1F市民ロビー	磁器タイル	m <sup>2</sup>	142.30m <sup>2</sup> *6日
1Fインフォメーションカウンター	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	7.30m <sup>2</sup> *0日
1F階段G	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	13.20m <sup>2</sup> *0日
1F階段H	長尺シート	m <sup>2</sup>	7.60m <sup>2</sup> *6日
1F事務室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	72.0m <sup>2</sup> *0日
1F倉庫5	Pタイル	m <sup>2</sup>	13.80m <sup>2</sup> *0日
1Fチャイルドルーム～廊下	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	39.20m <sup>2</sup> *0日
1F自販機コーナー	磁器タイル	m <sup>2</sup>	4.90m <sup>2</sup> *6日
1FWC踏込	磁器タイル	m <sup>2</sup>	6.0m <sup>2</sup> *0日
1F身障者WC3～WWC4～MWC4	長尺シート	m <sup>2</sup>	33.30m <sup>2</sup> *6日
1F授乳室	長尺シート	m <sup>2</sup>	9.80m <sup>2</sup> *6日
1F駐輪場	磁器タイル	m <sup>2</sup>	47.60m <sup>2</sup> *6日
1F交流プラザ・外廻り	磁器タイル	m <sup>2</sup>	1,075.80m <sup>2</sup> *6日
小 計			1,734.80m <sup>2</sup>
2F市民ロビー～ホワイエ～廊下1	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	255.20m <sup>2</sup> *0日
2F自販機コーナー	長尺シート	m <sup>2</sup>	6.90m <sup>2</sup> *6日
2F廊下2～TELコーナー	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	24.50m <sup>2</sup> *0日
2Fコインロッカー室	長尺シート	m <sup>2</sup>	17.30m <sup>2</sup> *6日
2F身障者WC4	長尺シート	m <sup>2</sup>	4.60m <sup>2</sup> *6日
2FMWC4	長尺シート	m <sup>2</sup>	20.60m <sup>2</sup> *6日
2F化粧室～WWC5	長尺シート	m <sup>2</sup>	32.10m <sup>2</sup> *6日
2F授乳室	長尺シート	m <sup>2</sup>	10.20m <sup>2</sup> *6日
2F倉庫10	長尺シート	m <sup>2</sup>	27.40m <sup>2</sup> *0日
2Fラウンジ	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	90.0m <sup>2</sup> *0日
2F湯沸室	長尺シート	m <sup>2</sup>	10.60m <sup>2</sup> *6日
2F倉庫8	Pタイル	m <sup>2</sup>	17.80m <sup>2</sup> *0日
2F小会議室(和室)	畳	m <sup>2</sup>	29.80m <sup>2</sup> *6日
2Fルーフトラス・渡り廊下等	磁器タイル	m <sup>2</sup>	612.20m <sup>2</sup> *6日
小 計		m <sup>2</sup>	1,159.20m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>	
<センター、共用部分関係 4>			
2F客席	長尺シート	m <sup>2</sup>	226.80m <sup>2</sup> *12日
2F椅子庫	塗床	m <sup>2</sup>	22.80m <sup>2</sup> *6日
2Fステージ	フローリング	m <sup>2</sup>	61.60m <sup>2</sup> *12日
2F控室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	15.70m <sup>2</sup> *0日
2Fピアノ庫	長尺シート	m <sup>2</sup>	20.60m <sup>2</sup> *6日
2F倉庫9	長尺シート	m <sup>2</sup>	13.20m <sup>2</sup> *0日
小 計		m <sup>2</sup>	360.70m <sup>2</sup>
3Fミキシングルーム	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	26.30m <sup>2</sup> *6日
小 計			26.30m <sup>2</sup>
<図書館関係>			
2F図書エントランス	磁器タイル	m <sup>2</sup>	9.0m <sup>2</sup> *6日
2F図書廊下	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	12.80m <sup>2</sup> *0日
2Fブラウジングコーナー	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	85.30m <sup>2</sup> *0日
2F閲覧室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	388.50m <sup>2</sup> *0日

# 博多南地域交流センター 清掃場所一覧

清掃等業務

□清掃業務(日常・定期)

名 称	種別・形状	単位	清掃面積×日数
2F図書事務室～書庫	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	51.70m <sup>2</sup> *0日
小 計			547.30m <sup>2</sup>
<センター、共用部分関係 5>			
1F体育館前室	長尺シート	m <sup>2</sup>	45.10m <sup>2</sup> *12日
1Fロッカールーム1	長尺シート	m <sup>2</sup>	39.20m <sup>2</sup> *12日
1Fロッカールーム2	長尺シート	m <sup>2</sup>	30.90m <sup>2</sup> *12日
1Fシャワールーム1	磁器タイル	m <sup>2</sup>	8.60m <sup>2</sup> *12日
1Fシャワールーム2	磁器タイル	m <sup>2</sup>	10.20m <sup>2</sup> *12日
1FMWC3	長尺シート	m <sup>2</sup>	11.40m <sup>2</sup> *12日
1FWWC3	長尺シート	m <sup>2</sup>	9.60m <sup>2</sup> *12日
1F倉庫6	Pタイル	m <sup>2</sup>	5.0m <sup>2</sup> *0日
1F体育室	フローリング	m <sup>2</sup>	831.0m <sup>2</sup> *12日
1F器具庫	塗床	m <sup>2</sup>	70.10m <sup>2</sup> *0日
小 計			1,061.10m <sup>2</sup>
2F体育室ギャラリー	塗床	m <sup>2</sup>	177.40m <sup>2</sup> *12日
2F階段F	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	16.20m <sup>2</sup> *0日
2Fインストラクタールーム	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	6.70m <sup>2</sup> *0日
2Fトレーニング室	タイルカーペット	m <sup>2</sup>	169.40m <sup>2</sup> *0日
2F倉庫7	Pタイル	m <sup>2</sup>	24.40m <sup>2</sup> *0日
小 計			394.10m <sup>2</sup>
<その他>			
外掃(屋上広場等含む。除草・撒水含む)		m <sup>2</sup>	911.10m <sup>2</sup> *6日
ガラス		m <sup>2</sup>	1,189.0m <sup>2</sup> *2日
小 計			2,100.10m <sup>2</sup>
便器・洗面器(デイサービス)	(単位:個)	個	16.0m <sup>2</sup> *0日
便器・洗面器(デイ以外)	(単位:個)	個	101.0m <sup>2</sup> *0日
トイレトーパー(デイサービス)	(単位:個)	個	6.0m <sup>2</sup> *0日
トイレトーパー(デイ以外)	(単位:個)	個	31.0m <sup>2</sup> *0日
水石鹸入替(デイサービス)	(単位:個)	個	4.0m <sup>2</sup> *0日
水石鹸入替(デイ以外)	(単位:個)	個	40.0m <sup>2</sup> *0日
灰皿	(単位:個)	個	6.0m <sup>2</sup> *0日
モップ(体育館)	(単位:個)	本	10.0m <sup>2</sup> *12日
ビニール袋(ゴミ袋)	(単位:本)	枚	30.0m <sup>2</sup> *0日
ビニール袋(汚物入れ)(デイサービス)	(単位:枚)	枚	6.0m <sup>2</sup> *0日
ビニール袋(汚物入れ)(デイ以外)	(単位:枚)	枚	31.0m <sup>2</sup> *0日
玄関/EVマットリース料(月1回交換)	(単位:枚)	枚	10.0m <sup>2</sup> *12日
EV	(単位:枚)	基	1.0m <sup>2</sup> *0日
小 計			(面積積算部分のみ)
小計②			10,332.0m <sup>2</sup>

## 作業要領（日常清掃）

材質等	作業内容
長尺シート 塗床（駐車場以外）	モップ清掃の他に、床面は常にワックス研磨と同様の状態に努め、美観を欠くことのないように努めること。
木製フローアー 畳 フローリング(体育館以外)	掃除機により清掃を行い、常に美観を欠くことのないよう努めること。
フローリング(体育館)	床のジムモップによる清掃、清掃用品(ワックス等)を用いた清掃を行い、常に美観をかくことのないよう努めること。
磁器タイル(外部)	土砂・その他を完全に除去し、汚染箇所が無い状態に努めること。
磁器タイル(外部) Pタイル	掃除機により清掃を行い、常に美観を欠くことのないよう努めること。
タイルカーペット	真空掃除機により清掃を行い、常に汚染箇所がないよう努めること。
石貼り	水洗い又は水拭きをし、汚染の程度により薬液、その他をもって清掃し、常に清潔な状態に努めること。
洗面所 便所 シャワー室	薬品等により清掃し、常に清潔な状態に努めること。また、排水管等の排水状況を確認し、完全にすること。 汚物入れ等を清掃し、棚、鏡等は常に清潔にしておくこと。
洗面器 便器	汚染の程度により、薬液等をもって清掃し、清潔な状態に努めること。
外掃 撒水	常に塵のない状態に努め、美観を欠くことのないようにすること。 また、植物に適宜撒水すること。
トイレトペーパー補給	トイレトペーパーは常に点検し、補給すること。また、器具は清潔にすること。
手摺り	空拭きし、常に清潔で光沢のある状態に努めること。
マット	泥を除き、清潔にすること。
付属設備類(屋内、屋外)	ほこりを落とし、空拭きすること。 テーブル、椅子等は常に汚染がないよう努めること。
ゴミ箱	状況を常に把握し、清潔な状態に保つこと。
灰皿	吸い殻取り捨て及び容器を水洗いし、清潔にすること。

## 作業要領（定期清掃）

材 質 等	作 業 内 容
長尺シート 塗床（駐車場以外）	洗浄液をもって、全面ポリッシャーで洗浄し、汚水をふき取る。十分に乾燥させた上で、ワックスを用い均等に塗布し、ポリッシャーで艶だし仕上げをすること。
木製フローア ー フローリング（体育館以外）	掃除機で埃をとり、適性洗剤で洗浄後十分に乾燥させた上で、ワックスを用い、均等に塗布し、ポリッシャーで艶だし仕上げをすること。
フローリング（体育館）	床のジムモップによる清掃を行い、日常清掃でとれない汚れを清掃用品（ワックス等）を用いて清掃すること。また、体育館清掃用のモップも適性洗剤で洗浄等を行い、利用可能な状態とすること。
畳	掃除機で埃をとり、適性洗剤で清掃すること。
防塵塗床（駐車場） 磁器タイル（外部） 外 掃	土砂その他のごみを完全に除去し、水拭きすること。
磁器タイル（内部） Pタイル	ポリッシャーを用い石鹼水等で水洗いし、乾燥するまで空拭きすること。汚染箇所については、水洗い前に完全に除去すること。
タイルカーペット	真空掃除機をもって清掃を行い、良質な専用洗剤及び洗浄機を用いて十分に給水乾燥すること。また、適宜薬液等によりシミ抜きを行うこと。
洗面所 便 所	洗浄液で洗浄し、汚水をふき取り、十分に乾燥させた上で、ワックスを用い均等に塗布すること。
水石鹼入替	水石鹼の減少状況に応じて補充注入を行い、器具は常に清潔な状態に努めること。
ガラス	水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は専用洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。
内 壁 付属設備類（屋内、屋外）	汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は専用洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。
手摺り	汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は専用洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。

## 公共施設「樹木管理業務委託」仕様書

### 第1節 一般事項

#### 1. 適用

- ① この仕様書は、公共施設の樹木管理業務に適用する。
- ② 委託業務は、一般仕様書及び各業務仕様書に従い施行する。

#### 2. 法令等の遵守及び手続

- ① 作業施行にあたっては関係する法令，条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。  
また、官公署等への必要な届出手続等は、速やかに処理しなければならない。
- ② 作業施行に関して、関係官公署，付近住民，施設利用者等との交渉を要する時、また交渉を受けたときは速やかに市係員と協議し、その決定に従い実施する。

#### 3. 軽微な変更

現場の状況などにより軽微な変更を必要とするときは市係員と協議し施行する。

#### 4. 疑義の解決

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、この仕様書に定めのない細目については、市係員の指示に従う。

### 第2節 関係書類の提出

#### 1. 着手届等

受託者は契約後すみやかに着手届及び責任技術者届を提出しなければならない。  
また、市長が必要とするときは責任技術者経歴書を提出するものとする。

#### 2. 委託作業計画書

受託者は契約後、委託業務の作業計画について市係員と協議し、作業内容、作業時期等記載した作業計画書、もしくは工程表を提出しなければならない。

#### 3. 業務記録写真

受託者は「委託記録写真撮影要領」に基づき施行状況写真を撮影、整理し、提出しなければならない。

### 第3節 施行

#### 1. 着手

業務の着手は、原則として契約締結の翌日から起算して5日以内に行うものとする。ただし、作業時間が指定されている場合は、この限りではない。

#### 2. 責任技術者

責任技術者は常に現場の状況に精通し、市係員と連絡をとりながら業務の円滑な進捗を図らなければならない。

#### 3. 施行管理

- ① 委託業務の監理は、受託者の自主監理を原則とする。
- ② 受託者は管理の知識，技術を有し、責任をもって業務を遂行しなければならない

い。

- ③ 受託者は委託業務計画に基づき、適正な施行管理を行うものとする。特に、施行時期を逸すると効果が期待できない作業については市係員と事前に協議し、作業の進行を図る。

#### 4. 作業内容及び技術基準

受託作業の施行に際しては「委託作業技術基準」に基づき実施するものとする。

#### 5. 使用材料，機材

使用材料，使用機材は設計規格に適合したもので、市係員の確認を得たうえで使用すること。

#### 6. 作業報告

受託者はその日の作業が終了した時、市係員に終了報告をしなければならない。また、翌日も作業を継続する場合は作業内容と予定時間を協議、報告しなければならない。

### 第4節 安全管理

#### 1. 安全一般

- ① 受託者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止につとめるものとする。
- ② 薬物，電気及びその他危険物を使用する場合は、その保安及び取扱いについて、関係法令の規定に従い万全の処置を講じるものとする。

#### 2. 各作業内容

##### 1. 手取り除草

雑草を1本ずつ丁寧に根を残さないように取り除く。

特に盛夏時は表土の剥離による乾燥害に留意する。

##### 2. 草刈（手刈，手鎌）

雑草は根元の上部3～5cmから刈取る。

##### 3. 草刈（芝刈機）

刈込み高は係員と協議する。刈込は付近の樹木や施設を損傷しないよう注意し、刈りむらや刈り残しが無いよう均一に行う。

##### 4. 刈払い（肩掛式刈払機）

雑草は根元の上部3～5cmで刈払う。作業の安全には十分注意を払うとともに付近の樹木や施設を損傷しないように行う。

### 第5節 施肥

#### 1. 高，中，低木

##### 1. 一般事項

施肥は所定の量を樹木の種類，特性に応じて行う。

##### 2. 壺肥（寒肥――12月～2月）

壺肥は樹木の枝張り外周直下に深さ30cmの穴を掘り、固形肥料を投入して土をほぐした後に埋め戻す。

- ① 高木――1本当たり4穴（300g）を施す。
  - ② 中木――1本当たり3穴（230g）を施す。
  - ③ 低木――1株当たり2穴（150g）を施す。
3. 輪肥（追肥――6月～7月）
- 輪肥とは追肥（速効性肥料）を施す場合に行う方法で、時期は初夏（花木は落花直後）に行い、枝張り外周直下に輪状の深さ20cm程度の溝を掘り、所定の肥料を入れて覆土する。
- ① 低木――1株当たり、高度化成4kg. 硫安2kg. を施す。
  - ② 中木――1本当たり、高度化成8kg. 硫安4kg. を施す。
  - ③ 高木――1本当たり、高度化成12kg. 硫安6kg. を施す。
2. 寄植，生垣
1. 一般事項
- ① 施肥は所定の量を樹木の種類，特性に応じて行う。
  - ② 施肥はバラマキ肥とし、植込み内に均一に散布する。
  - ③ 肥料が葉に付着して葉焼けを起こさないように注意する。
2. バラマキ肥（寒肥，追肥）
- ① 寒肥――1㎡当たり、固形肥料200g. を施す。
  - ② 追肥――1㎡当たり、高度化成60g. 硫安30g. を施す。

## 第6節 薬剤散布

1. 一般事項
1. 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及び、メーカー等で定められている使用安全基準，使用方法を遵守すること。
  2. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴が付着する程度にむらなく均一に散布する。
  3. 盛夏時の散布は日中を避け、なるべく夕方に行う。
  4. 散布後効果が認められないときは、市係員の指示に従い再度散布するものとする。
2. 病虫害駆除剤
1. 散布に際しては、風向き，日照，降雨等の気象条件を考慮すると共に、通行人をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないよう十分注意して行う。
  2. 使用薬剤は設計書に示すもののほか、病虫害の種類に応じ、適宜使い分けるものとする。
3. 除草剤散布
1. 散布に際しては、付近の灌木，水路等の散布対象以外のものにかからないよう十分注意して行う。
  2. 散布は作業実施後数日間、降雨のおそれのない日を選び実施する。

## 第7節 芝生管理

1. 芝刈
1. 芝刈方法は機械刈りとするため、芝刈に先立ち芝生地内の石や空き缶等障害物

は、あらかじめ取り除く。

2. 芝刈に際しては芝生地内の樹木、草花等、施設に損傷を与えないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込む。

また、樹木の根際や柵の周り等の不適當な箇所は手刈りとする。

3. 刈込高は芝の生育に支障のない高さとするが、葉長の3/4以上の刈込みは避けなければならない。
4. 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに刈り跡はきれいに清掃する。

## 2. 施肥

施肥の方法は人力によるバラマキ方法で、所定の施肥量を芝生面にむらなく、均一に散布する。

## 3. 目土かけ

1. 目土は植物の根、種子、がれき、赤土粘土等がない真砂土を使用する。
2. 目土は厚さ5mm前後となるように、トンボ等を用いてむらなく均一にすり込む。  
なお、芝生面の不陸の著しい部分及び芝のほふく茎の露出部分には特に厚く施す。

## 第8節 花壇 フラワーポット

### 1. 耕起及び施肥

1. 花壇面は床土をショベル等により20cm程度まで掘起し、よく反転した後大きいゴロ土やゴミを取り除き、一様に均す。
2. 施肥は指定量を床面に均一に散布し、床土とよく混合する。

### 2. 花苗の植付け

1. 植付けデザインは市係員と協議して決定し、植付けは花壇面にあらかじめヒモまたは石灰等でデザインを下取りし、所定の花苗を密度むらのないよう植え付ける。
2. 植付け後は十分に灌水を行い、傾いたり根が浮き上がった花苗は正常に植え直す。

### 3. 植付け後の巡回

植付け後は定期的に巡回し、下記作業を天候、土壌条件等により適宜実施する。

- ① 除 草――除草は花苗を痛めないよう注意して行い、花苗の根が浮き上がったものは直す。
- ② 灌 水――灌水は花苗を痛めないよう丁寧に行い、根部に水が十分浸透するように行う。
- ③ 苗の取替――著しく生育が悪い花苗は取り替える。
- ④ 清 掃――花壇内のゴミ、堆積土砂を取り除く。フラワーポットは本体の洗浄、貼紙の除去もあわせて行う。

### 4. 植付け時期の変更

花苗の植付け時期は設計書に示すとおりであるが、気象条件等により変更が必要な場合は市係員の指示に従う。

## 公共施設樹木等管理業務「委託作業技術基準」

### 第1節 剪定（高，中，低木）

#### 1. 剪定の内容

樹形の整正、枝の込み過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、樹木の特性に応じて最も適切な剪定方法により行う。

（主として剪定すべき枝）

- ・ 枯れ枝
- ・ 生長が止まった弱小な枝
- ・ 著しく病害虫に犯されている枝
- ・ 通風，採光，架線，人や車の通行に障害となる枝
- ・ 折損により危険を生じる恐れのある枝
- ・ 樹冠，樹形，生育上不必要な枝（徒長枝，からみ枝，ふところ枝，逆枝，立枝，ヤゴ等）

#### 2. 剪定の方法

##### 1. 一般事項

- ① 樹木は特に修景上規格形にする必要がある場合を除き、自然形仕立てとする。
- ② 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは行わない。
- ③ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。
- ④ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう、切断予定箇所の数10cm上であらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切り返しを行い切除する。また切り口は必要に応じて防腐処理を行う。

##### 2. 切り詰め剪定

樹冠を一定の大きさに保つ場合に行い、新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽は原則として外芽とする。

##### 3. 枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の新生枝，徒長枝，また樹冠の整姿構成上、不必要な枝をそのつけ根部分から切り取る。

##### 4. 切り返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切取り及び樹冠を小さくする場合、枝の先端を切り詰めることはせずに長い枝の途中から分かれている短い方を残して、長い方をその付け根から切り取る。古株で先端がこぶ状になっている枝を切り取る時は、古株の途中にあるよい方向の新生枝を生かし、その部分から上方の古株を切り取る。

### 第2節 刈込（寄植・生垣）

#### 1. 一般事項

1. 作業にあたっては踏み込み部分の枝葉を損傷しないように、十分注意して作業すること。

2. 刈込みの際は一度に刈り込まず、数回の刈込みを通して徐々に仕立てる。
  3. 計画樹形、樹高を考慮した刈込み原形に従って行い、刈込みは見通しと見栄えを十分考慮しなければならない。
2. 寄植刈込
    1. 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈込み原形を十分考慮しつつ樹冠周辺縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。
    2. 裾枝は下枝の枯れ上がりを防止するため、上方を強く、下方を弱く剪定する。
  3. 生垣剪定
    1. 樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし、枯枝の除去を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み天端を揃える。
    2. 枝葉の疎な部分には必要に応じて枝の誘引を行う。

### 第3節 除草

1. 一般事項
  1. 刈り取った雑草は毎日指定箇所に集積し、まとめて搬出処理する。
  2. 樹木、フェンス等の周辺も刈り残しのないように仕上げる。  
また、それらに絡んでいるツル性雑草もきれいに除去する。
  3. 除草と同時に対象区域内のゴミ、がれき等も完全に取り除く。

## 福岡市「委託記録写真撮影要領」

1. 福岡市が施行している各種委託には記録に要する諸費用が見込まれているので、受託者は判断の基礎となり得るカラー写真を作成する義務を負うものである。
2. この様な写真を特に必要とするところは、受託作業の進捗によって見えなくなる箇所及び、後日確認することが困難となる箇所である。
3. 受託写真は芸術的な画面効果を見るのと異なり、第三者に受託の適正なる施行を認めさせるための説明資料となるものであり、その目的が判然と表現されるように鮮明に撮影し、その都度、所定の添付用紙に作業別に整理すること。
4. 撮影要領  
写真には委託件名，受託者名，作業内容を記載した黒板（60 cm× 45 cm）を取り入れて撮影すること。
  - ① 着手前写真について  
作業内容が明確に解るように風景，構造物を画面に取り入れて撮影し、画面の委託作業箇所を朱線で囲むこと。
  - ② 作業中写真について  
作業中の仮設物，保安設備，作業機械器具，作業状況等を常に画面に取り入れて撮影すること。
  - ③ 完了写真について  
作業が設計書，仕様書通りに完成したことを立証でき、着手前写真と比較できるよう撮影すること。
5. 写真の大きさ及び，写真の編集  
写真はカラーで、サービスサイズとする。  
写真台紙は「土木工事施工管理基準」の様式を準用することとし、標題の「工事記録写真」を「委託業務記録写真」に変えて編集すること。

## 自動制御装置保守点検要領書

1 / 4

個々の自動制御機器は、下記の保守点検要領に基づき行う。

機器名称	型式	保守点検要領	使用工具
サーモスタット ルーム ダクト 挿入		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定値、デファレンシャルの温度差点検、校正</li> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・ポテンショメータの清掃</li> <li>・ワイパー接触圧の点検</li> <li>・機器取付状態の点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・機械可動部の動作点検、調整</li> <li>・標準計器による特性点検</li> <li>・設定値、比例帯の温度差点検、校正</li> <li>・操作器との組み合わせ総合動作点検</li> <li>・システムとしての制御安定性の状態確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスマン</li> <li>・土ドライ</li> <li>・テスター</li> <li>・デジタル</li> <li>・デジタル温湿度計</li> </ul>
ヒューミディスタット ルーム ダクト		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・毛髪清掃</li> <li>・機器取付状態の点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・機械可動部の動作点検、調整</li> <li>・接点の清掃、磨耗具合の点検</li> <li>・標準計器による特性点検</li> <li>・設定値、デファレンシャルの湿度差点検、校正</li> <li>・操作器との組み合わせ総合動作点検</li> <li>・システムとしての制御安定性の状態確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスマン</li> <li>・土ドライ</li> <li>・テスター</li> <li>・デジタル</li> <li>・デジタル温湿度計</li> </ul>
温度検出器 浸水 挿入 ダクト ルーム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付状態の点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・抵抗体の測定</li> <li>・標準計器による特性点検</li> <li>・調整器との組み合わせによる点検、校正、作動点検</li> <li>・制御状態の点検</li> <li>・検出部外傷汚れ具合の点検及び清掃</li> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準信号発生器</li> <li>・土ドライ</li> <li>・テスター</li> <li>・デジタル</li> <li>・標準ダイヤル抵抗器</li> <li>・アスマン</li> <li>・デジタル温湿度計</li> </ul>
温湿度検出器 ルーム ダクト		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体及びエレメントの清掃</li> <li>・外観及び取付状態の点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・電源電圧の確認</li> <li>・内部基準電流の校正</li> <li>・標準計器による特性点検</li> <li>・指示計との総合動作点検及び校正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準信号発生器</li> <li>・土ドライ</li> <li>・テスター</li> <li>・デジタル</li> <li>・標準ダイヤル抵抗器</li> <li>・アスマン</li> <li>・デジタル温湿度計</li> </ul>

自動制御装置保守点検要領書

機器名称	型式	保守点検要領	使用工具
圧力検出器 流量検出器 CO <sub>2</sub> 検出器 感震器		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・ポテンシオメータの清掃</li> <li>・ワイパー接触圧の点検</li> <li>・機器取付状態の点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・機械可動部の動作点検、調整</li> <li>・設定値、比例帯の圧力差点検、校正</li> <li>・操作器との組み合わせ総合動作点検</li> <li>・システムとしての制御安定性の状態確認</li> <li>・出力電流又は電圧確認、調整</li> <li>・メータリレーとの総合動作点検</li> <li>・Oガス校正</li> <li>・スパンガス校正</li> <li>・テストスイッチによる試験</li> <li>・電源電圧の測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準信号発生器</li> <li>・土ドライ</li> <li>・テスター</li> <li>・テジル</li> <li>・モンキー掛け</li> <li>・CO<sub>2</sub>標準</li> <li>・ロスポンガス</li> <li>・マノメータ</li> <li>・シグロスコープ</li> </ul>
調節計 {アナログ デジタル 無指示} 1. 温度 2. 湿度 3. 圧力 4. 流量 5. その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準信号発生器による指示値の誤差点検、調整</li> <li>・標準信号発生器による増幅部の特性点検</li> <li>・検出器との動作点検</li> <li>・システムとしての調整、設定 (比例帯、微分、積分)</li> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・取付状態の点検</li> <li>・電源電圧の確認</li> <li>・標準抵抗発生器による出力電圧特性の点検</li> <li>・標準抵抗発生器によるキャリブレーション</li> <li>・設定値、比例帯、オーソリティの温度誤差校正</li> <li>・環境温度に問題はないか点検</li> <li>・温度検出器との組み合わせ動作点検</li> <li>・システムとしての制御安定性の状態点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準信号発生器</li> <li>・土ドライ</li> <li>・テスター</li> <li>・テジル</li> <li>・シグロスコープ</li> </ul>
変換器 1. シグナルレクタ 2. 手動設定器 3. シェンクドライバ 4. シグナルインバータ 5. リバース 6. ステップコンバータ 7. エンタルビ 8. 温度 9. アイソレータ 10. ポテンシオメータ 11. シグナルミッタ 12. その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・電源電圧の確認</li> <li>・標準信号発生器による入出力の方向性の点検</li> <li>・標準信号発生器による出力特性の点検</li> <li>・調節計、操作器と接続しての動作点検</li> <li>・システムとしての制御安定性の状態点検</li> <li>・取付状態の点検</li> <li>・異常発熱の点検</li> <li>・電源電圧の確認</li> <li>・標準抵抗発生器によるキャリブレーション</li> <li>・接点状態の点検</li> <li>・環境温度に問題はないか点検</li> <li>・システムとしてのゼロ、スパンの調整、設定</li> <li>・標準信号発生器によるゼロ、スパンの調整</li> <li>・標準信号発生器によるゲインの調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準信号発生器</li> <li>・土ドライ</li> <li>・テスター</li> <li>・テジル</li> <li>・標準抵抗器</li> </ul>

機器名称	型式	保守点検要領	使用工具
<p>補助機器</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ポテンシオメータ</li> <li>2. リレー</li> <li>3. タイマ</li> <li>4. 切換スイッチ</li> <li>5. トランス</li> <li>6. 直流電源</li> <li>7. フォトスイッチ</li> <li>8. 排煙濃度計</li> <li>9. メータ</li> <li>10. その他</li> </ol>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・機器取付状態の点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・本体の外傷、破損の点検</li> <li>・検出部の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・検出部のレンズ及び仕切りガラスの清掃</li> <li>・検出部の取付状態点検</li> <li>・本体のゼロ、スパン調整</li> <li>・設定値、警報点の確認及び作動点検</li> <li>・模擬入力による作動点検</li> <li>・入力電流とメータ指示値の誤差補正</li> <li>・出力電圧のトリップ測定</li> <li>・異常発熱の点検</li> <li>・動作時の接点確認</li> <li>・入、出電圧の測定点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土ドライバー</li> <li>・モンキー掛け</li> <li>・テスター</li> <li>・デジタル</li> </ul>
<p>操作機</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バルブモータ</li> <li>2. ダンパーモータ</li> <li>3. 二方弁</li> <li>4. 三方弁</li> <li>5. 電磁弁</li> <li>6. 小型電動弁</li> <li>7. 電動ボール弁</li> <li>8. 電動バタフライ弁</li> </ol>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・機器取付状態の点検</li> <li>・リンケージ、ボールジョイント部の外傷、破損疲労の点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・機械機構及びオイル漏れ点検</li> <li>・電源電圧の点検</li> <li>・モータストロークの点検整備</li> <li>・リミットスイッチ機構の清掃点検</li> <li>・作動時の異常音点検</li> <li>・動作時間が規定内か</li> <li>・オンーオフ信号による作動確認</li> <li>・ポテンシオメータ、リミットスイッチ、ワイパー機構の清掃、点検整備</li> <li>・機器環境温度に問題はないか</li> <li>・調節器の作動信号による作動状況</li> <li>・調節器との組合せ総合動作点検</li> <li>・システムとしての制御安定性の状況確認</li> <li>・スプリングテンションの確認</li> <li>・フランジ部、グラント部よりの水漏れ点検</li> <li>・シャフト作動点検及びストローク長の点検</li> <li>・閉止時流体の漏れ状態点検</li> <li>・操作器による作動点検</li> <li>・作動時の異音、異常発熱の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土ドライバー</li> <li>・モンキー掛け</li> <li>・テスター</li> <li>・デジタル</li> <li>・専用スリ</li> <li>・ワイヤ</li> <li>・信号発信器</li> </ul>
<p>工業計器</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電磁流量計</li> <li>2. 過流量計</li> <li>3. 圧力伝送器</li> <li>4. 熱量演算器</li> </ol>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・機器取付状態の点検</li> <li>・接続端子の緩み点検</li> <li>・標準信号発生器による特性点検</li> <li>・流量専用キャリブレーションによる点検及び調整、校正</li> <li>・熱量専用キャリブレーションによる点検及び調整、校正</li> <li>・電源電圧の確認</li> <li>・出力電流の確認</li> <li>・受信計器との組合せ動作点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流量専用キャリブレーション</li> <li>・熱量専用キャリブレーション</li> <li>・標準信号発生器</li> <li>・シグナルスコープ</li> <li>・土ドライバー</li> <li>・モンキー掛け</li> <li>・テスター</li> <li>・デジタル</li> <li>・ワイヤ</li> </ul>

自動制御装置保守点検要領書

機 器 名 称	型 式	保 守 点 検 要 領	使用工具
デジタル機器 ・ポンプ台数制御装置 ・冷凍機台数制御装置 ・熱源コントローラ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の塵あい除去及び外観点検</li> <li>・機器取付状態</li> <li>・接続端子の緩み、ケーブル・コネクタ類の接続状態の点検</li> <li>・サービスモジュールによる調整、動作確認</li> <li>・電源電圧の確認</li> <li>・ハンディターミナルによる調整、動作確認</li> <li>・バスモータによるシステム点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスモジュール</li> <li>・ハンディターミナル</li> <li>・バスモータ</li> <li>・土ドライバ</li> <li>・テスター</li> <li>・テジル</li> </ul>

## 中水道処理施設維持管理事項

## 1. 流入部

- ① カス受けカゴに溜まったゴミの除去。
- ② 水路内の異物などの除去及び清掃。

## 2. 原水調整槽・処理水槽

- ① ポンプの運転に支障をきたす異物などの除去。
- ② フロートスイッチの作動状況のチェック・調整及び清掃。

## 3. 消毒剤

- ① 次亜塩素酸ソーダ溶液の補充。次亜塩素酸ソーダ溶液は、12%のものを10倍希釈して使用する。
- ② 消毒剤ポンプの運転状況のチェック及び調整等。
- ③ 消毒剤配管に空気が溜まっている場合は、空気抜きから空気を抜く。

## 4. ろ過塔・活性炭吸着塔

- ① 各電動弁の作動状態のチェック及び調整等。
- ② ろ過装置入口圧力と出口圧力差(差圧)のチェック。常時運転のとき差圧が $0.6\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上になった場合は、充填濾材の交換が必要になる。また、活性炭吸着塔では活性炭の寿命が近づくと共にBOD値のリークが認められるので、その場合にも活性炭の入れ替えが必要になる。
- ③ 流入量の確認及び調整等。
- ④ 各機器の汚れ、水漏れ、異音の発生等のチェック及び調整等。

## 5. 水質確保のための措置

雑用水が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の水質基準（水洗便所の用に供する水）を満たすよう必要な措置を講じること。（水質検査は、仕様書 5-（3）環境衛生管理業務の項で実施）

## 6. 動力制御盤

- ① 各機器（電流計、表示灯等）の運転状態のチェック及び調整等。
- ② 警報表示が出ていないかどうかのチェック及び調整等。

## 7. 機器など保守点検事項

- ① 送風機……オイル量のチェック及び補充、Vベルトのゆるみのチェック及び調整等。
- ② ポンプ……絶縁抵抗の測定。
- ③ 電動弁……動作状況のチェック及び調整等。

## 8. その他

その他、中水道処理システムの機能保全及び雑用水の水質基準確保のために必要な措置。

中水道処理施設点検周期表

点 検 項 目		点 検 内 容	点 検 周 期	
1	沈砂池	沈砂池内清掃	月 2 回	
		自動スクリーン運転状況	月 2 回	
		自動スクリーン滓除去	月 2 回	
2	原水調整槽	ブローア攪拌状況	月 2 回	
		フロートスイッチ作動状況	月 2 回	
		泡、色相	月 2 回	
		簡易水質検査	月 2 回	
3	流量調整BOX	流入量の調整		1 月
		自動スクリーン運転状況	月 2 回	
		自動スクリーン滓除去	月 2 回	
4	接触ばっ気槽	ブローア攪拌状況	月 2 回	
		接触材汚泥付着状況	月 2 回	
		泡、色相	月 2 回	
		逆洗		3 月
		剥離汚泥除去		3 月
5	沈殿槽	スカム除去	月 2 回	
		沈殿汚泥除去	月 2 回	(タイマー自動運転)
		色相	月 2 回	
6	砂、活性炭ろ過槽	フロートスイッチ作動状況	月 2 回	
		色相	月 2 回	
7	砂、活性炭ろ過機	流入量の調整		1 月
		入、出口差圧	月 2 回	
		逆洗	月 2 回	(タイマー自動運転)
		電動弁作動状況	月 2 回	
8	中水槽	簡易水質検査	月 2 回	
		水質検査		1 月
		色相	月 2 回	
9	制御盤	各機器の運転状況 (電流計、表示灯)	月 2 回	
		警報表示のチェック	月 2 回	
10	その他	ブローア、ポンプ運転状況	月 2 回	
		ブローアオイル、グリース補充		3 月
		機器絶縁抵抗測定、室内清掃		1 月
		処理水・補給水量点検、 次亜塩素酸ソーダ使用量点検及び補充	月 2 回	
		砂・活性炭ろ材交換		1 年
		雑用水受水槽清掃		1 年
		各機器の外観、異音のチェック	月 2 回	

## 中水道処理施設運転説明書

## 1. 前処理設備

## (1) 自動荒目スクリーン (0.025kw×1台)

流入してくる汚水中の大きなゴミを除去するための装置。除去されたゴミは、一時水切り可能なカス受けカゴに集められる。

## ① 自動運転

24時間タイマーによる運転・停止。

## ② 手動運転

入、切による運転・停止。

## 2. 原水調整槽

流入汚水の流量変動を緩和して、水質を均一化するための施設。

## (1) 攪拌用ブロワ (1.5Kw×1台)

水槽内の汚水を攪拌し、水質を均一化すると共に沈殿を防止し、腐敗や臭気発生を防止する。

## ① 手動運転

入・切による運転・停止。

## (2) 調整槽ポンプ (0.4kw×2台)

原水調整槽の汚水をスクリーン槽へ移送する設備。1台交互運転。

## ① 自動運転

原水調整槽の水位LWL以下で停止、水位HWLで1台目運転、水位AWLで警報。

## ② 手動運転

入・切による運転・停止。流量調整槽水位がLWL以下の場合、空転防止のために稼働しない。ろ過ポンプ槽満水の場合も稼働しない。

## 3. スクリーンユニット

原水調整槽から接触酸化槽第1室における汚水量を計量する装置。60°Vノッチにより汚水送水量の測定・調整を行なう。汚水送水量の調整は、返送用四角堰でオーバーフローの水量を調節して設定する。

## (1) 自動微細目スクリーン (0.025kw×2台)

汚水中の小さなゴミを除去するために設けるもの。2台設置され、1台は予備として使用する。

## ① 自動運転

調整槽ポンプに連動運転。

## ② 手動運転

入・切による運転・停止。

## 4. 接触酸化槽 (第1・2室)

微生物汚泥が接触材の表面に付着し生物膜として生成し、流入した汚水がその生物膜とばっ気攪拌により繰り返し接触し浄化する。多様な微生物相を示し、安定性が增大して余剰汚泥生成量も減少する。

## (1) 接触材

接触材は空隙率の高い波板状を充填し、接触材の目づまりを少なくしている。

## (2) 散気装置

接触材に付着している生物膜に酸素を供給するとともに、槽内に循環流を起こす設備。散気装置はディフューザーを使用している。散気の状態を見ながら手元弁で

空気量を調整して、微生物へ酸素を供給し、槽内に循環流を起こす。短期間に頻繁に空気量を変化させ、流速を変化させると、生物膜の付着状態が変化するので、注意を要する。

(3) 逆洗装置

接触材の下部より気泡を通過させ、生物膜の剥離性を高め、接触材の目づまりを解消する装置。逆洗は、散気装置のバルブを閉め、逆洗の手元弁を開け、接触材下部よりばっ気する。空気量が少ないときは、ブロワーを2台同時に運転する。剥離汚泥は、返送水ポンプで汚泥濃縮貯留槽に送る。

(4) 消泡ポンプ設備

消泡装置により接触酸化槽に散水し、泡を減らす。

① 自動運転

24時間タイマーによる運転・停止。

② 手動運転

入・切による運転・停止。

(5) ばっ気ブロワ (2.2kw×2台)

接触酸化槽の生物処理に必要な空気・沈殿槽等のエアリフトポンプ用空気及び汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽の攪拌に必要な空気を供給するための設備。

① 自動運転

24時間タイマー及び運転タイマーによる自動運転。

② 手動運転

入・切による運転・停止。

5. 沈殿槽

接触酸化槽からの移流水中の浮遊物を沈殿除去するための槽。上澄水は越流堰から移流し、沈殿汚泥はエアリフトポンプで自動的に引き抜き、汚泥濃縮貯留槽へ移送する。

(1) センターウエル

接触ばっ気槽で浄化された水は、センターウエル内に移流し、静かな整流として、沈殿分離を促進する。センターウエル内水面にスカム発生が認められた場合は、これらを除去する必要がある。

(2) 汚泥引抜ポンプ

槽底の大きなホッパー状で底部に沈殿した汚泥は、汚泥引抜ポンプ（エアリフトポンプ）で汚泥濃縮貯留槽へ移送される。

① 自動運転

24時間タイマー及び運転タイマーによる電動弁の開で運転、電動弁の閉で停止する。引き抜き汚泥の状態により、運転時間・回数を調整する。

② 手動運転

手元バルブ開・閉による運転・停止。電動弁入・切による運転・停止。

(3) スカムスキマ

スカムは臭気及びハエ等の発生源になる。スカムスキマで汚泥濃縮槽へ返送する。

① 手動運転

手元バルブの開閉による運転・停止。バルブの開閉で調整する。

(4) 越流トラフ

上澄水を90°Vノッチより四面均一に越流させ、ろ過ポンプ槽に移流する。

6. 濾過装置設備

(1) 濾過ポンプ槽

処理水を濾過ポンプ槽から濾過装置へ送り濾過するための施設。

濾過ポンプ (65φ×1.5kw×2台)

1 台交互運転。

① 自動運転

濾過ポンプ槽の水位LWLで停止，水位MWLで1台運転，水位HWLで調整ポンプ停止，水位AWLで警報。

1台運転時，稼働中のポンプが故障の場合は休止中のポンプが稼働する。ただし，濾過ポンプ槽水位がLWL以下の場合，空転防止のために稼働しない。

(2) 逆洗ポンプ槽

処理水を逆洗ポンプ槽から濾過装置へ送り，逆洗洗浄するための施設。

逆洗ポンプ（65φ×1.5kw×1台）

1台交互運転。

① 自動運転

逆洗ポンプ槽の水位LWLで停止，水位HWLで1台運転。

1台運転時，稼働中のポンプが故障の場合は休止中のポンプが稼働する。ただし，逆洗ポンプ槽水位がLWL以下の場合，空転防止のために稼働しない。

(3) 砂濾過装置

① 自動運転

ア. タイマーとスイッチを設定する。

(ア) 24時間タイマーにより，逆洗工程時刻を設定する。各工程（水抜、逆洗）用タイマーの時間の合計よりも長く設定する。

(イ) 各工程（水抜・逆洗）用タイマーの時間を設定する。

水抜工程 …… 5～10分

逆洗工程 …… 10～15分

(ウ) 制御盤の濾過装置操作スイッチを自動に設定する。

(エ) 濾過ポンプ，逆洗ポンプの操作スイッチを自動にする。

イ. 濾過ポンプ槽の水位が運転水位以上であれば濾過ポンプが運転開始し，濾過工程が始まる。

ウ. 24時間タイマーが作動し，濾過工程停止後，水抜工程が始まる。

エ. 逆洗ポンプ槽の水位が運転水位以上であれば逆洗ポンプが運転開始し，逆洗工程が始まる。

オ. 逆洗工程設定時間経過後に逆洗工程が終了し，24時間タイマーがタイムアップ後に再び濾過工程にはいる。

② 手動運転

ア. 制御盤の濾過装置操作スイッチを手動に設定する。

イ. 手動工程選択スイッチ，（濾過、逆洗）を選択し，運転する。

ウ. 逆洗は逆洗スタートボタンにより運転を開始する。

エ. 次のような場合は運転を停止する。

(ア) 濾過ポンプ槽水位がLWLの場合。

(イ) 逆洗ポンプ槽水位がLWLの場合。

(4) 砂ろ過塔・電動弁タイムチャート

工程 操作機器	濾 過	逆 洗 工 程			濾 過
		逆 洗	濾 過	休 止	
濾過ポンプ					
逆洗ポンプ					
(設定時間)		(10~15分)	(5~10分)	(5~10分)	

## 7. 活性炭処理設備

### (1) 活性炭吸着ポンプ槽

処理水を活性炭吸着ポンプ槽から活性炭吸着塔へ送るための施設。

濾過ポンプ (50φ × 0.75kw × 2台)

1台交互運転。

#### ① 自動運転

活性炭吸着ポンプ槽の水位LWLで停止，水位HWLで1台運転，水位AWLで警報。

1台運転時，稼動中のポンプが故障の場合は休止中のポンプが稼動する。ただし，濾過ポンプ槽水位がLWL以下の場合，空転防止のために稼動しない。

#### ② 手動運転

活性炭吸着塔の手動五方弁を操作し，濾過の場合は，手動五方弁を濾過に合わせて，活性炭原水入口弁，活性炭処理水弁を開ける。活性炭吸着ポンプを手動で入・切する。逆洗の場合は，手動五方弁を逆洗に合わせて，逆洗水入口弁，逆洗排水弁を開ける。逆洗ポンプを手動で入・切する。

## 8. 消毒設備

### (1) 消毒ポンプ (2台)

次亜鉛塩素酸水溶液と処理水を接触させることにより，消毒作用を行なう。ろ過ポンプと連動し，消毒液を注入する。

## 9. 排出槽

逆洗排水及び余剰原水を下水道へ排出する設備。

### (1) 排出ポンプ (1.5kw × 2台)

1台交互運転，2台同時運転。

#### ① 自動運転

排出槽の水位LWLで停止，水位MLで1台目運転，水位HWLで2台目停止，水位AWLで警報。

1台運転時，稼動中のポンプが故障の場合は休止中のポンプが稼動する。

#### ② 手動運転

入・切による運転・停止。ただし，排出槽水位がLWL以下の場合，空転防止のために稼動しない。

## 10. 汚泥濃縮貯留槽

沈澱汚泥を引抜き，沈降濃縮を行なう。このとき汚泥の一部は浮上してスカム状となり，中間層の水は排水槽に戻る。

### (1) 散気装置

汚泥の腐敗，スカム発生を防止し，固液分離（濃縮効果）の促進を計るために散気する。

# 市有建築物定期(劣化)点検要領書

平成 29 年 9 月

福岡市財政局アセットマネジメント推進部

アセットマネジメント推進課

# 目 次

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	点検者の資格要件	1
(1)	建築物	1
(2)	昇降機等	1
(3)	建築設備	1
(4)	防火設備	1
4	点検の準備	1
(1)	点検者の通知	1
(2)	事前の確認	1
(3)	点検調査表の準備	2
(4)	協議・聴き取り	2
5	点検	2
(1)	対象箇所	2
(2)	評価	2
(3)	記録	2
(4)	建築基準法以外の法令等による点検が行われている場合	2
(5)	点検が困難な部分等の点検の省略	3
6	安全の確保	4
7	報告書の作成及び提出	4
(1)	福岡市市有建築物の定期（劣化）点検報告書（表紙、目次）	4
(2)	施設総括表及び点検チェックリスト	4
(3)	緊急に対応を要する箇所	4
(4)	ヒアリング調査記入シート	4
(5)	点検調査表	4
(6)	劣化状況写真	5
(7)	業務実施チェックリスト	5
(8)	電子データ	5
(9)	報告書提出時の説明	6

## 1 目的

この要領書は、建築基準法第12条2項及び4項に定められた定期(劣化)点検の実施及びその点検結果の整理の方法を定めたもの。これにより市有建築物の安全性の確保を図るとともに、計画的、効率的な維持管理を推進する。

## 2 適用範囲

建築基準法第12条2項及び4項に定める定期(劣化)点検を実施する本市の建築物に適用する。

## 3 点検者の資格要件

定期点検を行う者は、次の資格者とする。

### (1) 建築物

- ・一級建築士
- ・二級建築士
- ・特定建築物調査員

### (2) 昇降機等

- ・一級建築士
- ・二級建築士
- ・昇降機等検査員

### (3) 建築設備

- ・一級建築士
- ・二級建築士
- ・建築設備検査員

### (4) 防火設備

- ・一級建築士
- ・二級建築士
- ・防火設備検査員

## 4 点検の準備

### (1) 点検者の通知

点検に先立ち、前記資格要件に適合した点検者を選定する。

ただし、委託による場合は市長(市担当者)に通知する。

### (2) 事前の確認

点検の立ち入りの前に以下の確認を行う。

- ア 工事履歴の内容
- イ 当初及び改修・改造工事の完成図面の有無と内容
- ウ 当初及び改修・改造工事の「保全に関する説明資料」の有無と内容
- エ 前回調査時の電子データの有無
- オ 別の点検・検査・調査等の種別・実施者及び報告書等の有無と内容

### (3) 点検調査表の準備

以下により現地点検に用いる点検調査表を作成する。

#### ア 前回調査データを有する建築物

前回の電子データより印刷出力し点検調査表を準備する。また、改修・改造が行われている部分については、別冊3「福岡市市有建築物定期(劣化)点検報告書様式集」の「点検調査表-記入例1」を参考にして、別冊2「定期(劣化)点検電子データ作成要領」によりデータを作成したものを印刷出力し点検調査表を準備する。

#### イ 前回調査データを有しない建築物

別冊3「福岡市市有建築物定期(劣化)点検報告書様式集」の「点検調査表-記入例2」を参考にして、別冊2「定期(劣化)点検電子データ作成要領」によりデータを作成したものを印刷出力し、点検調査表を準備する。

### (4) 協議・聴き取り

施設の管理担当者や運転従事者等に点検時期・立ち入り箇所・点検の方法等について説明し、機器の運転及び停止条件、その他制限事項の確認・協議を行う。

また、施設の管理担当者や運転従事者等から施設状況の聴き取り調査を行い、建物・機器の劣化やトラブル等の状態を把握した後点検を行う。

## 5 点検

本点検は、点検者が目視・打診・動作確認等により現地調査を行うもので、点検方法は「点検チェックリスト(別冊3.福岡市市有建築物定期(劣化)点検報告書様式集 様式 報1-2-①~⑥)」によること。

また、国土交通省において、建築物の定期点検について具体的な実施方法をまとめた「建築物点検マニュアル・同解説」(財団法人 建築保全センター編集発行)は、本点検の資料とする。

なお、防火設備の点検項目については、本市ホームページ掲載の「防火設備の検査方法・判断基準」を参考に点検を行うこと。

#### (1) 対象箇所

対象箇所は別冊1「定期(劣化)点検評価基準」の区分する部位に該当する箇所とする。

#### (2) 評価

点検対象部位等の点検評価は、別冊1の「定期(劣化)点検評価基準」に基づき行う。(A~Eの評価)

#### (3) 記録

点検の実施にあたっては、4-(3)で作成した点検調査表を用い、項目内容を確認しながら劣化評価を記録する。

#### (4) 建築基準法以外の法令等による点検が行われている場合

建築設備等の点検の実施にあたっては、次に掲げる法令の規定による点検、または施設特有の設備で自主点検が行われている場合に、その報告書を元に本点検とすることができる。

その場合、別の法令等による点検を行った者等に対しヒアリング等を行い、内容に応じて「A」「B」「C」「D」「E」の評価を行う。なお、委託期間内にその点検が実施されない場合は、直前のものとする。

## ア 消防法

同法に基づき防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消防用設備の検査で次にあげるもの。

### (ア) 機器点検及び総合点検

屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・漏電火災警報機・非常警報器具及び設備・避難器具・排煙設備・連結送水管・非常電源専用受電設備・自家用発電設備・蓄電池設備・操作盤

### (イ) 機器点検

消火器具・消防機関へ通報する火災報知設備・誘導灯・誘導標識・消防用水・連結散水設備・非常用コンセント設備・無線通信補助設備

## イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

同法に基づき行われる空気調和設備及び機械換気設備ならびに給水及び排水設備の維持管理・点検。

## ウ 高圧ガス保安法

同法第35条に基づき、特定施設等に設けられている冷凍機等の検査で次にあげるもの。

(ア) 保安検査: 一日の冷凍能力が20t(フロンガスの場合50t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機のうち特定施設に設けられているもの。

(イ) 定期自主検査: 一日の冷凍能力が20t(フロンガスの場合50t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機等。

## エ 水道法

同法に基づく、簡易専用水道(水槽の有効容量合計が10立方メートルを超えるもの)等の自主検査。

## オ 電気事業法

同法に基づく、事業用電気工作物(特別高圧受変電設備、高圧受変電設備、二次変電設備、自家用発電設備)の自主検査。

## カ ガス事業法

同法に基づく、ガス湯沸かし器及びガス風呂釜ならびにこれらの排気筒及び排気筒に接続される換気扇について、消費機器の技術上の基準に適合しているかの調査

## キ 浄化槽法

同法に基づく、浄化槽の点検水質検査等

## ク その他

舞台装置等の設置施設など対象建築物特有のもの。

建築物の外壁全面打診で、定期点検とは別に点検が行われているもの。

## (5) 点検が困難な部分等の点検の省略

次に上げる部分等で点検が困難なものにあつては、点検を省略できるものとする。

ただし、点検を省略した場合についての評価は「Z」とし、定期点検コメント欄に「天井いんぺいによる」などの理由を記入する。

当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、不良の状況を記録する。

- ア 被覆材で覆われている梁、柱などの構造部
- イ 点検口のない天井裏または容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
- ウ 通電されていて点検することが危険である場所にあるもの
- エ 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止が極めて困難な状況にあるもの
- オ 付近に運転を停止することが極めて困難な状況にある機器があり、点検することが危険である場所にあるもの
- カ 地中またはコンクリート等の中に埋設されているもの
- キ 目視では点検が困難である足場のない外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔など
- ク 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
- ケ その他物理的理由または安全上の理由などから点検を行うことが困難なもの
- コ 工事中の場所

## 6 安全の確保

点検に当たり危険が想定される点検箇所または点検内容については、安全性、作業性を考慮し、点検作業に適した服装とし、必要に応じて安全具を装着し周囲の安全状況を十分確認すること。入場者の制限がある施設については、施設の指定(腕章、バッジ等)に従い入場する。

## 7 報告書の作成及び提出

市有建築物の定期(劣化)点検の報告は、別冊3の「福岡市市有建築物定期(劣化)点検報告書様式集」により以下の内容で作成し、指定部数提出する。

(1) 福岡市市有建築物の定期(劣化)点検報告書 (表紙、目次)

(2) 施設総括表及び点検チェックリスト

点検の基礎情報を記入した施設総括表及び点検方法に基づく点検実施を確認した点検チェックリストを施設、棟毎に作成し提出する。

(3) 緊急に対応を要する箇所

劣化度評価「E」に該当する箇所のうち緊急を要する箇所の状況を工種区分ごとに記入し、内容が確認できる写真(デジタル写真の場合は100万画素程度)を添付する。

(4) ヒアリング調査記入シート

別の建築設備等の点検が行われている場合に、種別ごとにヒアリングの結果を記録する。

(5) 点検調査表

点検結果を別冊2「定期(劣化)点検電子データ作成要領」に基づいて入力・作成したものを印刷して提出する。

⑥ 劣化状況写真

劣化度評価「C」「D」「E」に該当する箇所の状況説明を記入し、状況が確認できる写真(デジタル写真の場合は100万画素程度)を、撮影箇所を示す図面と共に提出する。

⑦ 業務実施チェックリスト

業務実施を確認したチェックリストを提出する。

⑧ 電子データ

別冊2「定期(劣化)点検電子データ作成要領」により、CD-Rに作成する。提出する点検調査表は、定期点検データチェックプログラムで入力方法に誤りがないことを確認し、エラーが発生した場合は、その箇所を訂正すること。

※ (1)～(7)は印刷して報告書として1部提出

※ (8)の電子データは2部提出

**【注意】 点検対象外(3年に1回の建築および存在しない防火設備)のファイルは削除する**

ファイルの用途 及びフォルダ名	ファイルの種類	ファイル名	シート名	内容	備考
修正・入力用 前回調査データ  フォルダ名 [施設名]	概要情報	[日付][施設名]概要情報.xlsx	施設概要 敷地概要 建物(棟)概要	施設概要、施設構成建物(棟)、 設備概要 入居施設、敷地概要、外構 入居施設、階別面積、 建物(棟)概要	該当施設のみ配布
			建物(棟)建築概要 建物(棟)電気設備概要 建物(棟)機械設備概要 ※複数棟の場合は棟毎	建築概要 電気設備概要 機械設備概要	
			建築基準法関係	設計または工事に関連して受理 した計画通知、許認可等	
			選択入力項目表	入力内容を定めている項目の 一覧表	
	建築・設備情報 (建物(棟))	[日付][施設名][棟名][棟連番]建築.xlsx [日付][施設名][棟名][棟連番]電気.xlsx [日付][施設名][棟名][棟連番]機械.xlsx [日付][施設名][棟名][棟連番]防火.xlsx	A 建築仕上 B 電気詳細 C 機械詳細 D 防火詳細	建築仕上 電気設備機器詳細 機械設備機器詳細 防火設備機器詳細	
建築・設備情報 (敷地)	[日付][土地名称]建築外構.xlsx [日付][土地名称]電気外構.xlsx [日付][土地名称]機械外構.xlsx	A 建築外構 B 電気外構 C 機械外構	外構詳細		

新規作成用  フォルダ名 [新規データ作成]	概要情報	[日付][施設名]概要情報.xlsx	施設概要 敷地概要 建物(棟)概要	施設概要、施設構成建物(棟)、 設備概要 入居施設、敷地概要、外構 入居施設、階別面積、 建物(棟)概要	新規作成に使用
			建物(棟)建築概要 建物(棟)電気設備概要 建物(棟)機械設備概要	建築概要 電気設備概要 機械設備概要	
	建築・設備情報 (建物(棟))	[日付][施設名][棟名][棟連番]建築.xlsx [日付][施設名][棟名][棟連番]電気.xlsx [日付][施設名][棟名][棟連番]機械.xlsx [日付][施設名][棟名][棟連番]防火.xlsx	A 建築仕上 B 電気詳細 C 機械詳細 D 防火詳細	建築仕上 電気設備機器詳細 機械設備機器詳細 防火設備機器詳細	
	建築・設備情報 (敷地)	[日付][土地名称]建築外構.xlsx [日付][土地名称]電気外構.xlsx [日付][土地名称]機械外構.xlsx	A 建築外構 B 電気外構 C 機械外構	外構詳細	

データチェック	20XX_XX_XX_定期点検データチェックプログラム.xlsx	点検調査表の入力方法の誤りチェック
---------	----------------------------------	-------------------

(注)ファイル名は「定期(劣化)点検電子データ作成要領」により決定。

「20XX\_XX\_XX」は定期点検データファイル作成年月日。最新のファイルを使用すること。

※ 今回の概要情報は、紙ベースで修正・新規作成を行うものとし、CD-Rに納めるファイルは、当初のファイルのままとする。  
概要情報で過去のデータがあるものは印刷し、現地調査等を基に記載データの確認を行い誤りや容変更がある場合は、  
朱書き訂正して紙で提出する。

データの無いものについては、現地調査等の結果を新規作成用ファイルに入力後印刷したもの、又は、新規作成用  
ファイルを印刷したものに手書き記入したものを紙で提出する。

### ⑨ 報告書提出時の説明

報告書提出時に、点検調査表、劣化状況写真などで施設の劣化状況を説明すること。

博多南地域交流センタートレーニング機器一覧表(現在の設置状況)

番号	品名	数量	単位	規格・仕様等	
1	全自動血圧計	1	台	セノー LE916460 と同等品	管理医療機器クラス 特定保守該当 UDEX-iタイプ プリンター無し 重量5.0Kg 幅242奥行376高さ338mm 測定範囲10~300mmHg
2	体内脂肪計	1	台	セノー LC9649 と同等品	体重と体脂肪同時測定可能、プリンターなし、概ね測定範囲0~200kg 100g単位
3	ストレッチマット	4	枚	セノー BH9450 と同等品	全体で概ね3600×3600mm以上、表面ターポリン仕上げ
4	コートレスバイク V65i	4	台	セノー BG871000 と同等品	長さ920 幅565 高さ1310mm 重量62Kg
5	コートレスバイク V75i	1	台	セノー BG861000 と同等品	長さ920 幅565 高さ1310mm 重量62Kg ※充電器付
6	ステップマシン	2	台	MATRIX S3x と同等品	内蔵バッテリー・内部発電方式、定脈拍数トレーニング可能
7	ランニングマシン	5	台	セノー BG220000 と同等品	長2200 幅920 高1370 重量約200Kg 速度1.0~18.0Km/h 傾斜0.0~15.0% 体重制限130Kg以下 施設電源200V10A
8	レッグカール&エクステンション	1	台	セノー BB602000 と同等品	スタンダードウエイトタイプ 総重量226.0Kg 高1495 長1287 幅912mm 本体重量146.0Kg 初期荷重5.0/3.0Kg ハットレザ-色:ダークオレンジ
9	ラットアイソレーター	1	台	セノー BK130M10 と同等品	
10	チェストプレス	1	台	セノー BB4020 と同等品	
11	ロータリートゥ&ツイスト	1	台	セノー BB502000 と同等品	スタンダードウエイトタイプ 総重量235Kg 高1495 長1090 幅710mm 本体重量155.0Kg 初期荷重1.5Kg ハットレザ-色:ダークオレンジ
12	ホリゾンタルレッグプレス	1	台	セノー BB582000 と同等品	スタンダードウエイトタイプ 総重量350.0Kg 高1495 長1985 幅970mm 本体重量200.0Kg 初期荷重4.5Kg ハットレザ-色:ダークオレンジ
13	トータルヒップ	1	台	セノー BB510P10 と同等品	
14	アブドミナルボード2欄型	1	組	セノー BN630000 と同等品	長さ2385 幅1325 高さ1270mm 重量93Kg 山型パッド2個付
15	45° ハックエクステンションベンチ	1	台	セノー BN5300 と同等品	
16	フラットアジャスタブルベンチ	2	台	セノー BN510000 と同等品	長さ1410 幅440 高さ1240mm 重量41.5Kg 移動用ローラー付
17	ダンベル 1kg	1	組	セノー BN9A30 と同等品	銀色タイプ
18	ダンベル 2kg	1	組	セノー BN9A31 と同等品	銀色タイプ
19	ダンベル 3kg	1	組	セノー BN9A32 と同等品	銀色タイプ
20	ダンベル 4kg	1	組	セノー BN9A33 と同等品	銀色タイプ
21	ダンベル 5kg	1	組	セノー BN9A34 と同等品	銀色タイプ
22	ロングダンベルスクルーバー	4	本	セノー BC9DB555T と同等品	DB-555T サイズ:555φ28mm 重量3Kg プレート装着部:195mm スクリューカラー付
23	スタンダードイージープレート5Kg	32	枚	セノー BC9A8013 と同等品	IBPEZ-5 φ28mm
24	スタンダードイージープレート2.5Kg	8	枚	セノー BC9A8012 と同等品	IBP-2.5 φ28mm
25	スタンダードイージープレート0.5Kg	32	枚	セノー BC9A8010 と同等品	IBP-0.5 φ28mm
26	マシビルダープレートホルダー	2	台	セノー BD999999 と同等品	
27	ダンベルラック 小	1	台		現在と同等のもの
28	メディカルチェア	2	台	セノー BJ966800 と同等品	FMC-707FT(B) 幅720 奥行1280 高さ1030mm 重量71Kg AC100V 50/60Hz 102w 姿勢ストレッチ運動機能、骨盤指圧、全身ケア
29	ベルトハイブレーター	1	台	セノー BJ010300 と同等品	長さ880 幅510 高さ1090mm 重量55Kg AC100V 200W
30	ハレルローラー	1	台	セノー BJ0600 と同等品	保護カバー付
33	ストレッチボールEX	1	本	セノー BH952000 と同等品	長さ980 φ150mm 重量約0.8Kg 心材:低密度ポリエチレン カバー:合成皮革 日本製
34	ストレッチボールMX	1	本	セノー BH952900 と同等品	長さ970 φ125mm 重量約0.9Kg 心材:発砲ウレタンチップ ポリプロピレンカバー:合成皮革
35	身長計	1	台	セノー LA9010 と同等品	概ね測定範囲900~2000mm
36	握力計 デジタル	1	台	セノー LB901700 と同等品	概ね測定範囲5~100kg 0.1Kg目盛 重量0.68Kg オートパワーオフ 連続100時間使用可能
39	ゴムマット(ダンベル用)	4	枚	セノー BD9020 と同等品	概ね3000×1000mm、厚さ10mm以上 (枚数の変更)
40	ゴムマット(アブドミナルボード用)	1	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-1	ゴムマット(ステップマシン用)	2	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-2	ゴムマット(ランニングマシン用)	5	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-3	ゴムマット(コートレスバイク用)	5	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-4	ゴムマット(レッグカール&エクステンション用)	1	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-5	ゴムマット(ラットアイソレーター用)	1	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-6	ゴムマット(トータルヒップ用)	1	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-7	ゴムマット(チェストプレス用)	1	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-8	ゴムマット(ロータリートゥ用)	1	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-9	ゴムマット(45° ハックエクステンション用)	1	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)
41-10	ゴムマット(レッグプレス用)	1	枚	セノー BD902099 と同等品	現在と同等のもの 概ね(機器設置に必要な大きさ)

※トレーニング機器については、リース物件であり、令和4年3月でリース期間が終了します。